

第2次佐野市環境基本計画



佐野市

はじめに



本市は、古く万葉集に詠われた秀麗な三毳山や、藤原秀郷公の伝承が残る唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれています。

また、環境問題の先駆者である田中正造翁の生誕地であります。

私たちは、この豊かな自然環境に恵まれ、歴史あるこのまちを、将来の世代にしっかりと引き継いでいく責務があります。

本市におきましては、平成20年度に佐野市環境基本計画を策定し、佐野市総合計画において掲げた本市の将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、地域環境、地球環境の保全と創造を目指し、環境行政を推進してまいりましたが、平成29年度をもって計画年度が終了することから、新たに第2次佐野市環境基本計画を策定いたしました。

近年におきましては、本市においても地球温暖化などの影響が表れるようになり、地球温暖化対策など環境保全に向けての取組は、世界的な主要課題となっております。

第2次佐野市環境基本計画では、こうした地球規模の問題に対しても積極的に取り組み、市民、事業者の皆様と一体となって、地域環境、地球環境の保全と創造に向けた環境行政を推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定に当たりまして貴重なご意見をいただきました佐野市環境審議会、佐野市環境基本計画策定市民懇談会の委員の方々をはじめ、多くの皆様に御礼を申し上げます。

平成30年3月

佐野市長

岡部正英

環境と共生する社会を目指した田中正造翁

～ 正造翁の精神を後世に引き継ぐ本市の環境行政 ～

田中正造翁は、天保 12 (1841) 年に安蘇郡小中村 (現佐野市小中町) に生まれ、明治 11 (1878) 年 37 歳で栃木県第 4 大区 3 小区区会議員、明治 13 (1880) 年 39 歳で栃木県会議員に、明治 23 (1890) 年 49 歳で衆議院議員となった本市を代表する人物です。

正造翁は、明治 24 (1891) 年第 2 回帝国議会において足尾銅山から流出した鉱毒が、渡良瀬川流域の農作物や魚等に大きな被害を引き起こした鉱毒問題を取り上げ、渡良瀬川沿いの人々を救うために鉱毒事件の惨状を訴えました。さらに、国に対して鉱山の操業停止、環境の改善、農民等の救済を求めました。しかし、国の政策に改善が見られなかったため、明治 34 (1901) 年天皇に直訴し、足尾鉱毒事件は社会問題として広まりました。

正造翁の環境の改善を求める運動は、生涯にわたり続けられましたが、大正 2 (1913) 年、72 歳で病に倒れ、その生涯を終えました。

正造翁は自らの生涯のなかで、環境の大切さ、行動することの大切さを訴え続け、次の言葉を残しました。

真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず

村を破らず 人を殺さざるべし

(田中正造日記より 明治 45 年 6 月 17 日付)

本市では正造翁の思いを引き継ぎ、環境と共生する社会を真に実現できるよう、環境行政を推進していきます。



田中正造「遺愛の肖像」



田中正造旧宅 (佐野市小中町)

目次

1	計画の基本的事項.....	1
2	本市の現況.....	7
3	地球温暖化の現状.....	15
4	計画の現状、市民アンケート等の結果概要.....	17
5	計画の方向性、将来像と基本目標.....	27
6	施策の展開.....	29
	基本目標1 環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	30
	基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち	33
	基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち	36
	基本目標4 環境をみんなで育むまち	39
7	佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	41
8	重点協働プロジェクト.....	46
9	環境配慮指針.....	54
10	計画の進行管理.....	62
	資料編.....	63

1 計画の基本的事項

○計画策定の趣旨

本市では、佐野市環境基本計画を、佐野市総合計画基本構想において掲げた本市の将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、地域環境、地球環境の保全と創造を目指すことを目的として平成 20（2008）年度に策定し、平成 25（2013）年度の見直しを経て、同計画に基づいて環境行政を推進してきました。

この度、平成 29（2017）年度をもって同計画の計画年度の終了を迎えることから、その取組状況を検証するとともに、地球温暖化対策の国際的な枠組を定めた「パリ協定」が平成 27（2015）年 12 月に採択されるなどの社会情勢の変化を踏まえた上で、第 2 次佐野市環境基本計画を策定します。

○計画策定の背景

佐野市環境基本計画の計画年度の間には、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に端を発して生じた電力不足、そして、地球規模で明らかになった温室効果ガスによる地球温暖化をはじめとした社会情勢の変化がありました。このようなことから、国においてはこれまでのエネルギー政策の大規模な調整を求められることとなり、これを受けて、平成 24（2012）年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、全国各地で太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が推進されるようになり、また、平成 28（2016）年 4 月には電力の小売が全面自由化されました。

地球温暖化については、その対策が急務とされており、「パリ協定」の採択後、平成 28（2016）年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガス削減の取組が推進されています。

本市では、これまで森林や里地・里山などの自然環境や、大気や水環境といった生活環境の保全、限りある資源の有効活用のための循環型社会^{*1}の構築、そして本市の持つ美しい環境を後世に引き継ぐための環境教育の推進に取り組んできました。今後は、これらに加え、喫緊の課題である地球温暖化防止に一層貢献していくことが求められています。

また、近年、人口減少を主因とする「不適切管理の空き地・空き家の増加」「耕作放棄地の増加」「鳥獣被害」といった顕在化した問題への取組も急務とされています。

このような状況を踏まえ、長期的な視野に立って、市の環境を保全し創造していくことを目的に第 2 次佐野市環境基本計画を策定します。

^{*1} 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

○本市の環境行政の動向と国の動向や社会情勢の変化

年	本市の環境行政の動向	国の動向や社会情勢の変化
H9 1997		12月：京都議定書の採択
H20 2008	3月：佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定	
H21 2009	3月：佐野市環境基本計画の策定	
H22 2010	4月：国立大学法人・東京農工大学と地域連携に関する協定を締結 8月：佐野市生活排水処理構想の策定	
H23 2011	2月：佐野市環境ネットワーク会議の設立 4月：佐野市環境基本条例の施行 11月：水と緑と万葉のまち景観計画（以下「佐野市景観計画」という。）の策定 12月：放射性物質汚染対処特措法 ^{*1} により、山間部の一部が汚染状況重点調査地域に指定	3月：東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故が発生。 〃：第2次栃木県環境基本計画の策定
H24 2012	3月：佐野市森林整備計画の策定 〃：第3次佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 4月：佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の施行	4月：第4次環境基本計画の閣議決定 7月：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行
H25 2013	田中正造翁没後100年顕彰事業を実施 5月：佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂 10月：田中正造記念賞の創設 〃：田中正造翁没後100年記念演劇を実施	3月：当面の地球温暖化対策に関する方針を政府の地球温暖化対策推進本部が決定 4月：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行 5月：第3次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定
H26 2014	3月：佐野市環境基本計画の改訂 〃：佐野市森林整備計画の改訂 11月：佐野市きれいなまちづくり推進条例の施行	4月：エネルギー基本計画の閣議決定
H27 2015		2月：空家等対策の推進に関する特別措置法の施行 12月：パリ協定の採択
H28 2016	2月：佐野市生活排水処理構想の改訂 3月：放射性物質汚染対処特措法による汚染状況重点調査地域の指定が解除 7月：COOL CHOICE 推進を宣言（県内初） 〃：佐野市山村振興計画書の改訂 10月：田中正造の日を創設 〃：田中正造 環境フェスタの開始 〃：環境美化活動功労団体等表彰の創設	3月：第3次栃木県環境基本計画の策定 4月：電力の小売業への参入が全面自由化 5月：地球温暖化対策計画の閣議決定 11月：パリ協定の批准を閣議決定 〃：パリ協定が発効
H29 2017	1月：佐野市空家等対策計画の策定 3月：佐野市森林整備計画の策定 〃：第4次佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	4月：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正（認定制度の変更等）

^{*1}放射性物質汚染対処特措法：正式名称は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

○計画の位置付けと役割

本計画は、佐野市環境基本条例第9条に基づき策定するもので、その位置付け及び役割は、次のとおりです。

・本市の環境に関する基本的かつ総合的な計画

本市の環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を、長期的な視点に立って計画的に推進するためのものです。

・本市の環境面における最上位計画

本計画は、佐野市環境基本条例に掲げる基本理念を実現し、そして、第2次佐野市総合計画基本構想に掲げる本市の将来像の実現を環境面から推進するものであり、本市の環境面における総合計画ともいえる最上位計画です。行政各分野の施策を推進するに当たっては、本計画との整合を図りながら行うものとします。

・各主体の行動指針となる計画

環境の保全及び創造に係る施策を推進し、環境における将来像を実現するためには、市民、事業者、市等の各主体が目標等を共有し、協働して取り組んでいくことが重要ですので、各主体の役割や環境配慮指針を示した計画とします。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく「佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した計画とします。

佐野市環境基本条例

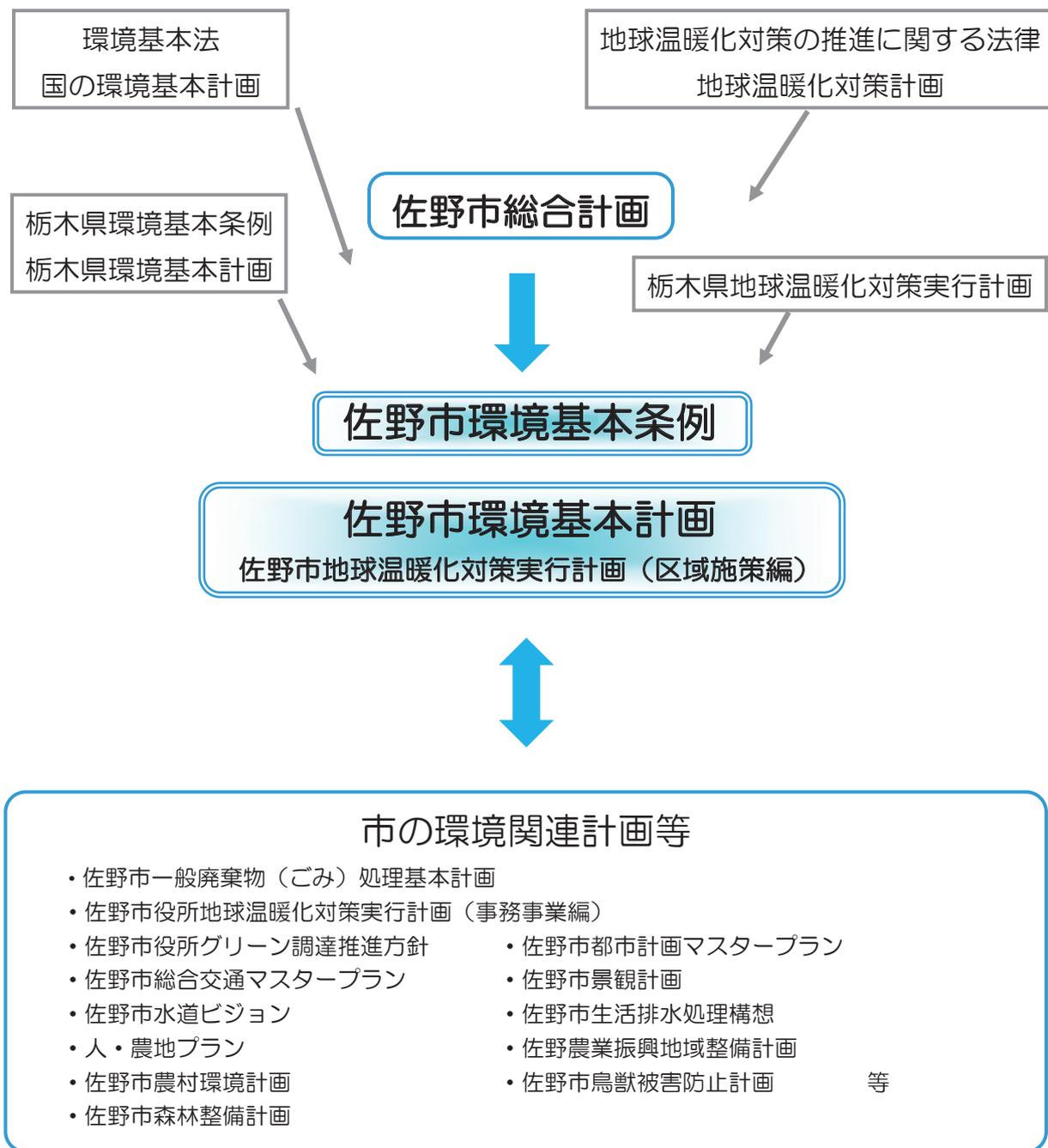
(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会及び低炭素社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民及び滞在者の公平な役割分担の下で相互に連携しつつ、適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

佐野市の将来像（第2次佐野市総合計画基本構想）

水と緑にあふれる北関東のどまん中
支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市

他の計画等との関係



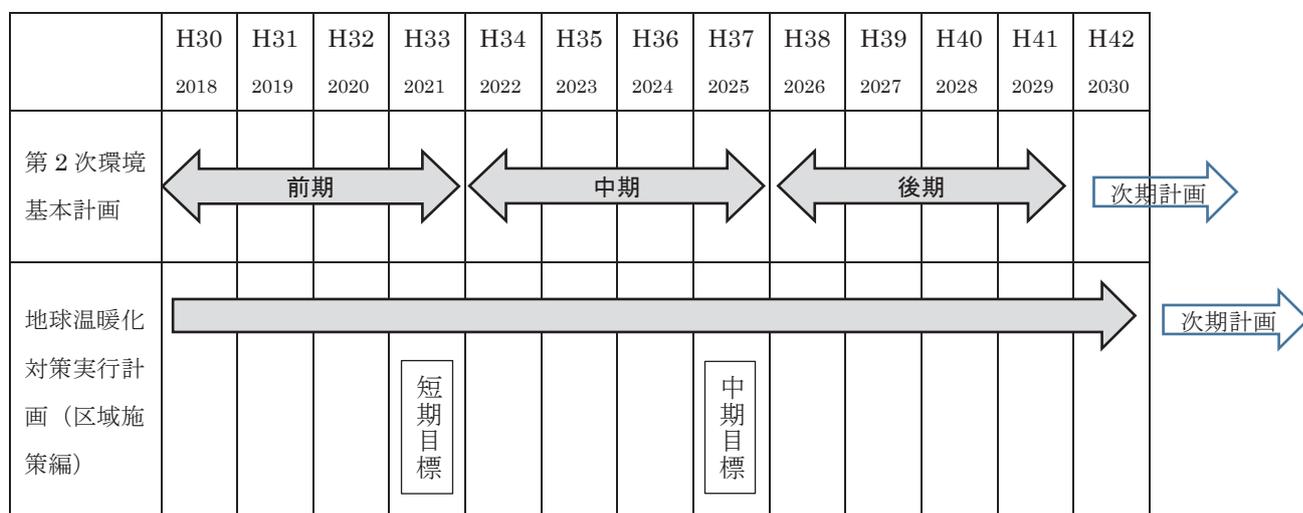
○計画の期間

本計画の計画期間は、本計画を長期的視点に立って策定すること、そして、上位計画である佐野市総合計画との整合を図るため、平成 30（2018）年度から平成 41（2029）年度の 12 年間とします。

なお、計画期間中における社会情勢等の変化等に対応できるよう、計画期間を 4 年ごとに前期、中期、後期に区分し、必要な見直しを行います。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国の掲げる中期目標年度と整合させ、平成 42（2030）年度を最終年度としますが、これに続けて、国の掲げる長期目標年度である平成 62（2050）年度に向けての次期計画を策定します。

なお、この計画期間中、平成 33（2021）年度に短期目標を、平成 37（2025）年度に中期目標を設定し、環境基本計画の見直しと併せて必要な見直しを行います。



○計画の対象

本計画の対象は、身近なところから地球レベルまでを次の四つの視点から捉え対象とします。

- ・地球環境…地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
- ・自然環境…森林、里地・里山、生物多様性、水辺環境、景観 など
- ・生活環境・資源循環…大気環境、水環境、騒音・振動、土壌汚染、ごみの減量 など
- ・環境学習・人づくり…環境学習、環境情報、環境保全活動、各主体の連携・協働 など

○各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民、事業者、市がそれぞれの役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

求められる各主体の役割は、次のとおりです。

● 市民の役割

- ・ 日常生活において環境負荷の低減に努めます。
- ・ 身近な自然の保全に努めます。
- ・ 環境保全活動や環境学習に参加します。
- ・ 市の行う環境施策に協力します。

● 事業者の役割

- ・ 事業活動に伴う公害の発生を防止するとともに、廃棄物の発生を抑制し環境負荷の低減に努めます。
- ・ 事業活動と自然環境、生活環境との調和に努めます。
- ・ 地域の環境保全活動や市の行う環境施策への協力に努めます。

● 市の役割

- ・ 市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- ・ 率先して環境負荷の低減となる行動を実践します。
- ・ 市民、事業者が本計画に基づく取組を自発的に行えるよう支援します。

なお、通勤、通学、旅行等で本市の区域内に滞在する者についても、その滞在期間において、環境負荷の低減に努めるとともに、本市の行う環境施策に協力するものとします。

2 本市の現況

(1) 本市の自然環境

①本市の気象状況（平成 28（2016）年）

本市の年間を通しての平均気温は約 15℃となっています。

夏季には 35℃以上の猛暑日となる日が複数あり、最高気温が全国で最も高いような高温となることもあります。

年間の降水量は、市の南部よりも北部の観測地点の方が若干多くなっていますが、これは北部地域では、夏季にわか雨が発生しやすいためと推測されます。

冬季でも温暖な日が多く、年間数回の降雪があるものの、積雪することは少ない地域です。

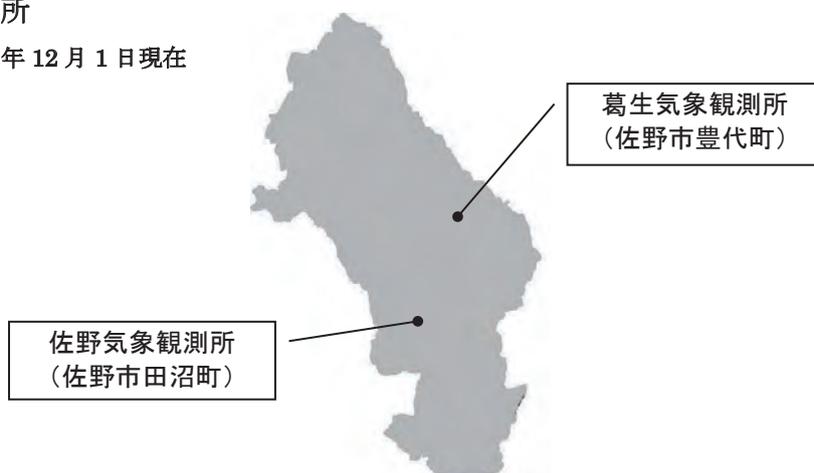
月	降水量 (mm)	気温 (℃)	平均 風速 (m/s)	降水量 (mm)	気温 (℃)	平均 風速 (m/s)	日照時間 (h) ※月合計	※葛生 降水量(mm)	
	合計	日最大	平均	最高	最低			月合計	日最大
1	52.5	36.0	3.8	16.3	-6.2	1.7	217.7	53.5	36.0
2	33.0	14.0	5.0	22.4	-4.6	1.7)	198.0	40.5	14.5
3	71.5	21.0	8.7	22.1	-3.1	1.6	194.4	82.5	29.0
4	84.0	32.0	14.4	27.7	1.8	2.0	164.2	109.0	35.5
5	69.5	25.0	19.7	33.2	9.7	1.6	190.7	72.5	29.5
6	123.0	35.0	22.3	33.7	9.6	1.5	142.6	151.0	47.5
7	135.5	52.5	25.0	36.6	18.5	1.3	122.5	127.0	29.0
8	345.0	113.0	27.0	38.3	19.5	1.7	153.7	407.5	152.5
9	262.5	84.5	24.2	35.5	17.4	1.2	99.8	283	83.5
10	46.0	27.0	17.4	34.1	5.3	1.1	152.3	52.0	29.0
11	84.0	32.5	9.9	20.6	-1.5	1.3)	165.0	77.5	32.0
12	42.5	24.5	6.5	17.8	-4.5	1.6	220.2	47.0	25.0

※気象庁調べ（「葛生 降水量」は葛生気象観測所、それ以外は、佐野気象観測所の測定値）

※表中、風速の項目中「）」は統計には用いない準正常値です。

市内の気象観測所

※平成 29（2017）年 12 月 1 日現在



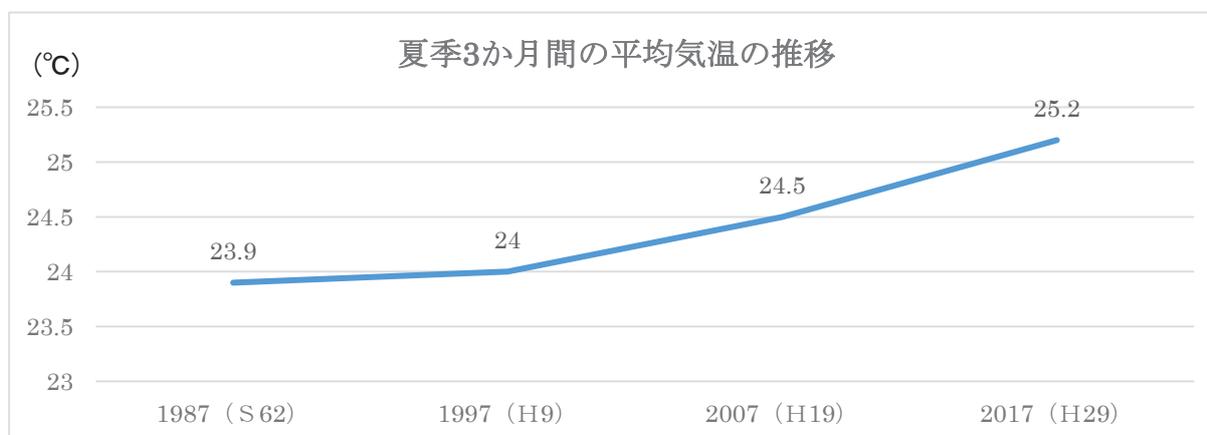
ー 本市の夏季の気温・降水量の推移 ー

本市における夏季3か月間の降水量・気温を10年おきに見てみると、合計及び日最大の降水量はほぼ変わりませんが、1時間当たりの降水量が増加傾向にあること、そして気温の面では、日平均気温、日最高気温、日最低気温がそれぞれ上昇していることが分かります。

気候変動^{*1}やヒートアイランド現象^{*2}等を原因とする局地的大雨など、本市においても地球温暖化の影響が表れていると考えられます。

年月	降水量(mm)			気温(℃)				
	合計	日最大	最大	平均			最高	最低
			1時間	日平均	日最高	日最低		
2017 (H29) 年7月	188.0	68.5	67.0	27.2	32.5	23.2	36.4	20.6
2017年8月	256.5	79.0	43.0	25.9	30.3	22.7	37.2	19.3
2017年9月	116.0	19.5	10.5	22.4	27.6	18.3	33.6	13.0
3か月平均	186.8	55.7	40.2	25.2	30.1	21.4	35.7	17.6
2007 (H19) 年7月	186.0	43.0	21.0	23.0	26.7	20	32.8	17.6
2007年8月	51.0	20.0	19.0	27.1	32.6	22.6	38.9	20.3
2007年9月	221.0	69.0	19.0	23.4	28.0	19.8	33.7	13.1
3か月平均	152.7	44.00	19.7	24.5	29.1	20.8	35.1	17.0
1997 (H9) 年7月	133.0	40.0	12.0	25.3	29.9	21.2	37.8	17.5
1997年8月	131.0	31.0	19.0	25.5	30.1	21.5	35.9	16.5
1997年9月	131.0	17.0	5.0	21.1	25.0	17.9	32.8	7.8
3か月平均	131.7	29.3	12.0	24.0	28.3	20.2	35.5	13.9
1987 (S62) 年7月	152.0	31.0	20.0	25.2	29.7	21.5	36.8	17.9
1987年8月	207.0	68.0	46.0	25.2	29.6	21.6	33.9	18.6
1987年9月	229.0	61.0	28.0	21.2	25.1	18.0	33.1	12.9
3か月平均	196.0	53.3	31.3	23.9	28.1	20.4	34.6	16.5

※気象庁調べ 佐野気象観測所の測定値



*1 気候変動：大気の状態である気候が様々な要因により、多様な時間の周期で変動すること。

*2 ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

②森林

本市の森林面積は、総面積 35,604ha の約 61%に当たる 21,802 ha で、そのうち民有林面積が 20,557 ha（森林面積の 94%）となっています。民有林のうちスギやヒノキなどの人工林面積は 12,551ha であり、人工林率は 61%で県平均を大きく上回っています。

北部の中山間地域にはコナラ等の落葉広葉樹林が帯状に残されており、また、佐野地域にはアカマツ林が、唐沢山には県でも自生の少ないスダジイが生育する植生が残されており、暖地性植生の生育地として貴重な地域となっています。

項目	面積 (ha)	面積構成比 (%)
スギ	6,224	30.28
その他広葉樹（広葉樹全般）	5,896	28.68
ヒノキ	5,727	27.86
アカマツ	2,095	10.19
その他	615	2.99
合計	20,557	100

出典：佐野市森林整備計画 平成 29（2017）年 3 月策定

③里地・里山

山林や平地林と農地により構成される里地・里山は、身近な自然や親しみのある風景として、また、多様な生態系を形成するなど多くの役割を果たしています。

平地林は、かつてこの地方の原風景として関東平野に広がっていましたが、開発や農林業様式の変化に伴って減少しています。

④農地

本市の農業は稲作を中心としていますが、本市の持つ地理的優位性をいかした施設園芸や果樹栽培等の都市型農業を推進しています。

また、担い手（認定農業者等）への農地の集積や大規模経営化が進められていますが、担い手の数は減少傾向にあり、農道や用排水路の維持管理の対策も必要となっています。

耕作放棄地は中山間地域に多く存在し、高齢化や担い手不足などによって解消が難しい状況にあります。

※野生鳥獣による被害

特定の野生鳥獣（イノシシ、シカ、サル、ハクビシン等）による森林での植栽木への食害や皮剥等の林業被害、農地での農作物への食害が深刻化しています。その原因としては、森林や里地・里山などの生育環境の変化、耕作放棄地等の増加、生物の人里環境への適応、また、狩猟の担い手不足などが考えられます。

⑤水辺環境

秋山川、旗川が本市を南北に流下し渡良瀬川に注いでいます。これらの河川では特有の生態系が保たれ、公園や野外体験施設等がレクリエーションや教育の場として活用されています。

佐野地域には、菊沢川のように古くからの姿をとどめた河川が存在し、近年、本県を代表する植物の一つとして貴重な「ナガレコウホネ」が分布していることが確認されています。

また、市内には環境省の日本名水百選に選定された出流原弁天池、人丸神社の湧水池などがあり市民の憩いの場となっています。

⑥生物多様性

本市の北端部にはブナやミズナラの生育する冷温帯を特徴付ける植物が多く生育しています。また、田沼地域や葛生地域には、石灰岩が分布し好石灰岩植物も生育しています。さらに、田沼地域には四つの自然環境保全地域（根本沢、作原、栃久保、長谷場）が、葛生地域の氷室山には氷室自然環境保全地域があり、これらの自然環境保全地域を中心に、県でも分布の限られる山地性植物が生育する貴重な地域となっています。

動物では、自然度の高い森林に生息するヤマネ、ツキノワグマ、テン、カモシカ、クマタカ等が山間部で確認されています。その他、農地や平地林といった様々な環境に多くの種類の動物を確認することができます。

しかし、ペットや飼育していた動物の放棄等により、ウシガエル等といった外来種や特定外来生物^{*1}が確認されています。そのため、近年では、従来その地域に存在していなかった動植物が、人為的な要因により持ち込まれた結果、その地域特有の生態系に影響を及ぼしています。

○近年報告された外来種

クビアカツヤカミキリ	幼虫が主にサクラ、ウメ、モモ、カキ等の生木に食入・加害します。樹木を衰弱させ、進行すれば枯死することがあります。
------------	--

○近年報告された特定外来生物

オオキンケイギク	5～7月に黄色の花を咲かせるコスモスに似た花です。北アメリカ原産のこの花はかつては輸入され、緑化のために植えられ、観賞用として苗が販売されていたため、市内でも見られます。生命力が強く、古来の野草の生態系を乱すおそれがあります
ガビチョウ	全長 20 cmほどの小鳥で、主に地上で昆虫や果実などを食べます。江戸時代にペットとして輸入され、飼われていたものが野生化し各地へ定着したと考えられ、市内でも目撃情報があります。在来鳥類の生態系を乱すおそれがあります

^{*1} 特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系などへ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものの中から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されるもの。

⑦市街地の緑化

市街地の公園や緑地は市民に潤いと安らぎを与えるものであり、快適な都市環境の創造に重要な役割を担っています。また、空気浄化、ヒートアイランド現象の抑制、地域の水循環の保全など多くの機能を持っています。

本市の都市公園は 166 か所あり、総面積は 152.21ha となっています（平成 29（2017）年 4 月 1 日現在）。

また、街の緑を増やし潤いのある良好な生活環境の実現を図るための学校等での緑化の推進や、夏期の省エネルギー化に向けてのグリーンカーテンづくりの推進を行っています。

⑧歴史的・文化的環境

古くは平安時代より「佐野庄」と呼ばれ長い歴史を有する本市には、唐沢山のムカデ退治の伝承がある藤原秀郷公、明治には足尾銅山の鉍毒問題に取り組んだ田中正造翁等、日本の歴史に大きな足跡を残した人物との関わりがあります。

市内には千年の歴史を持つ天明鋳物、栃木県指定無形民俗文化財である牧歌舞伎を始めとした、本市の歴史と伝統を示す貴重な文化財や伝統芸能が数多く残されています。

平成 25（2013）年には田中正造翁の没後百年を迎えるに当たり、正造翁の偉業を広く顕彰し、永く後世に伝えるため、市民、関係団体との協働により「田中正造翁没後百年顕彰事業」に取り組みました。また、平成 28（2016）年には正造翁の本葬が行われた 10 月 12 日を「田中正造の日」と定めるなど、正造翁の顕彰に取り組んでいます。

⑨景観

本市の景観は、北部に奥深く広がる山地とそこから流れ出す河川、そして関東平野に向かって広がる南部の平地が土台となり、地域の自然や風土、歴史・文化や人々の暮らしの営みの中で、長い年月をかけて形成されてきました。

一部の山地では採掘場・採石場による土地の改変がありますが、緑化による景観対策が行われています。

南部の田園地帯は、郊外部のオープンスペースとして視野の広がりを醸し出しています。

また、佐野新都市地区では、大型商業施設の進出により、活気のある都市景観となっており、佐野駅前旧市街は、区画整理により街並みの整備が進んでいます。

一方で、農地の耕作放棄等により旧来の里地・里山景観に変化が見られる地域があります。

(2) 生活環境

①大気

本市では、栃木県が安蘇庁舎において一般大気測定として二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の7種の大気汚染物質の大気測定を行っています。平成28（2016）年度においては光化学オキシダント濃度が上昇し、光化学スモッグ注意報が3回発令されました。

自動車が排出するガスによる影響の測定を田島町において行っていますが、法令の基準値内となっています。また、古くから砕石業（石灰業）が盛んな葛生地区において、降下ばいじん^{*1}の調査を行っています。事業者による対策の推進により、降下ばいじん量は過去に比べ大きく減少し、近年は横ばいの状態にあります。

②水環境

● 河川

本市の公共用水域^{*2}は、利根川水系渡良瀬川に代表され、これに流入する中小6河川（秋山川、旗川、出流川、三杉川、菊沢川、才川）と、その支流の4河川（仙波川、小曾戸川、彦間川、駒場川）を中心に構成されています。

本市では、河川等の水質調査を実施し河川の監視を行っており、平成28（2016）年度は、生活環境項目について毎月11河川22地点で、また、人の健康の保護項目について年3回12河川27地点で調査を実施しました。その調査結果としての環境基準の達成率は、98.3%でした。

また、工場排水対策の一環として、水質汚濁防止法に基づく特定工場の立入検査を栃木県とともに実施しています。

● 地下水

栃木県による地下水水質調査のほか、本市で市内41か所の井戸において年2回、有害物質等の水質分析を行っています。過去に基準値を超過した事例があり、現在も監視を続けています。

● 生活排水の処理

生活排水の適正処理のため、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備推進を行っており、平成28（2016）年度現在で、生活排水処理人口普及率は76.6%、また、公共下水道処理区域内の水洗化（下水道接続）率は92.8%となっています。

しかし、現在でも、単独浄化槽やくみ取り式便所が多く使用されている状況がありますので、下水道が整備された区域では下水道への接続を、それ以外の地域では合併処理浄化槽への転換等の推進を図る必要があります。

^{*1} 降下ばいじん：燃料等の燃焼に伴って発生するばいじんや土壌の舞い上がりによる粉じん等のうち、重力や降雨によって地上に降下する比較的粒径の大きなもの。

^{*2} 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。

③土壌環境・地盤環境

土壌環境は、有害物質による土壌汚染は見られません。

地盤環境は、本市を含む関東平野北部地域で長期的に地盤沈下が進行していることから、栃木県が観測を行っています。

④騒音・振動・悪臭

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境に左右されるいわゆる感覚公害といわれています。住居と工場や店舗との近接化や生活水準の向上とともに高まっている生活環境の質的向上に対する欲求などにより、これまで許容範囲としてされていたものが、苦情となって現れています。

特に法律や条例で規制対象としていない、家庭生活やペットについての騒音や悪臭に関する苦情が増加しています。

⑤有害化学物質

特定の事業者においては多量の化学物質が使用されている場合があり、地下水の汚染や大気中への排出による健康への影響とともに、フロンガスによるオゾン層破壊のような地球環境への影響が懸念されます。

このため、PRTR 制度に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出が義務付けられており、本市においても多くの事業者がこの届出をしています。

ダイオキシン類は、栃木県でダイオキシン類対策特別措置法に基づき、監視を行っています。

PRTR 制度とは？

Pollutant Release and Transfer Register の略で、化学物質排出・移動量届出制度などと訳されます。

人の健康や生態系に有害なおそれのある第一種指定化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度で、平成 13（2001）年 4 月から実施されています。

⑥放射性物質

平成 23 (2011) 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故が発生したことにより、本市においても放射性物質^{*1}の影響を受けました。

その影響を綿密に確認するため、空間放射線量の測定として、市役所、田沼・葛生の各行政センターの 3 か所で「定点測定」を毎月行っているほか、市域を 5km メッシュに区切り各区画で 1 か所、合計 13 か所で測定する「全域測定」を 2 か月に 1 回、北部区域の 25 か所で測定する「北部区域測定」を 6 か月に 1 回、また、全ての市立小中学校で測定する「定期測定」を 2 か月に 1 回行っています。その状況としては、平成 26 (2014) 年 10 月の北部区域測定において 1 か所が基準値を超えたのを最後に、国の基準値未満の値が続いています。

また、水道水、学校や保育園の給食食材、焼却灰や下水汚泥等に含まれる放射性物質の測定も行っていますが、国の基準値を下回っています。

これらの結果は、随時、市ホームページに公開しています。

⑦廃棄物

佐野地区のごみは「みかもクリーンセンター」で、田沼地区・葛生地区のごみは「葛生清掃センター」で、それぞれ中間処理を行っています。

選別や圧縮等の中間処理をされた資源ごみは、民間の再資源化業者に引き渡して再生利用を図っています。また、燃えないごみと粗大ごみからも資源物の回収を行っています。

みかもクリーンセンターでは、焼却により発生したスラグ^{*2}の有効利用と、余熱を利用した廃棄物発電及び余熱利用施設への高温水の供給を行っています。

中間処理後の焼却灰（葛生清掃センターのみ）や飛灰、焼却不燃残さ、破碎屑等の処分は、民間業者に委託しており、市外で埋立処分している状況です。

し尿及び浄化槽汚泥については、佐野地区衛生施設組合の佐野地区衛生センターで処理を行っており、処理から生じる脱水汚泥は地域配布や肥料原料として再資源化し、焼却汚泥は埋立処分しています。また、汚水等の処理については、佐野市水処理センター及び市内 2 か所の農業集落排水処理施設で処理を行っており、処理から生じる汚泥は、セメント原材料や肥料、建設資材として再資源化しています。

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
ごみ総排出量（一般廃棄物）(t)	40,661	40,508	39,485
1 人 1 日当たりのごみ排出量(g)	912	912	897

^{*1} 放射性物質：地球上の天然物質は一般に自然放射能を持つが、その平均以上の放射能をもつ天然物質及び人工物質のこと。

^{*2} スラグ：可燃ごみを焼却したときに発生する焼却灰を、高温で加熱し、熔融・固化してできる人工砂のこと。土木資材などに再利用されている。

3 地球温暖化の現状

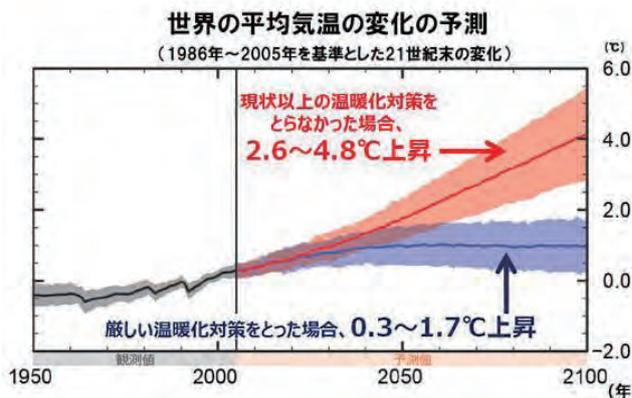
○地球温暖化の現状

「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガス※¹が大気中で増加、蓄積することにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象です。

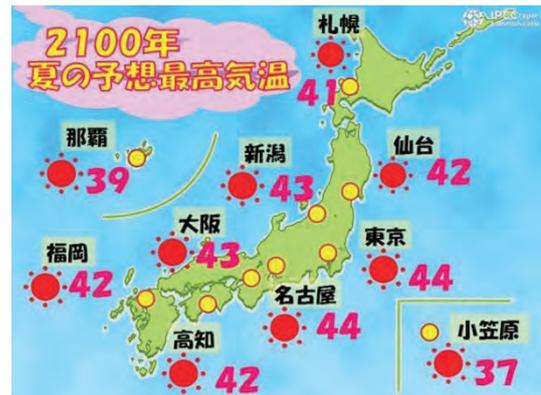
地球温暖化は、海面水位の上昇や豪雨、干ばつの増加、農業生産や水資源、そして生態系への影響などを招き、これらの予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されている最も重要な環境問題の一つです。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2013（平成25）年から2014（平成26）年にかけて公表した第5次評価報告書においては、「増え続けているCO₂の総排出量と気温上昇とは、比例関係にある」「地球温暖化は、人間活動の影響が主な要因である可能性が極めて高い」といったことが報告されました。

そして、21世紀末（2081年～2100年の間）の世界の平均気温は、今後、有効な温暖化対策をとらなかった場合は2.6～4.8℃、厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3～1.7℃上昇する可能性が高いと予測されています。このようなことから、21世紀末の東京では、年間107日、1年の約3割が真夏日になるともいわれています。

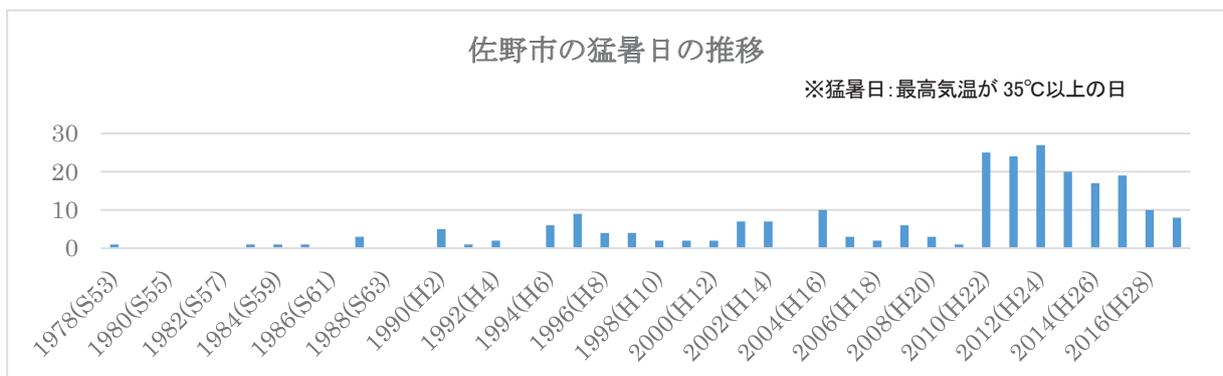


出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト



出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト

本市における猛暑日日数の推移をみると、これまでの気温の上昇を裏付けるように増加傾向にあることが分かります。



佐野気象観測所データ（気象庁）

※¹ 温室効果ガス：大気圏内で太陽からの熱を閉じ込めて保温する働きのある気体のこと。二酸化炭素、メタンなど。

○地球温暖化の影響

気温の上昇のほかにも、次のような地球温暖化の影響が予想されています。

※現状以上の温暖化対策を取らなかった場合の日本におけるものです。

- ・ **気候変動** … ほとんどの海域で海水が昇温、滝のような強い雨（1時間降水量 50mm 以上）の回数が増加
- ・ **食料：農林水産業** … 穀物（小麦、米、トウモロコシなど）収量が低下、ウシの体重増加量が減少、米の品質の低下、果樹の栽培適地が変化
- ・ **自然生態系** … 桜の開花日が変化、ブナ林が衰退、サンゴが白化、ライチョウの個体数減少
- ・ **自然災害・沿岸域** … 洪水による被害額の増加、海岸堤防のかさ上げが必要な地域が増加、斜面崩壊の発生増加
- ・ **健康** … 熱中症による死亡者が増加、デング熱などの感染症のリスクが増加など



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

○これまでの地球温暖化対策の取組：「京都議定書」

地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる取決めとして、1997（平成 9）年 12 月に京都で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締結国会議で採択されたのが「京都議定書」です。

京都議定書は、先進国などの主要国に対して 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の間に、6 種類の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990（平成 2）年）比で一定数値削減することを義務付けたもので、先進国全体で 5%（日本は 6%）の削減を目指しました。

日本におけるこの期間 5 か年の年平均温室効果ガス総排出量は 12 億 7,800 万 t で、基準年比で約 1.4% 増加しましたが、森林吸収源^{*1}などを加味すると、5 か年平均で基準年比 8.4% 減となり、日本の掲げた目標（基準年比 6% 減）を達成しました。

2013（平成 25）年以降も国際的な枠組みに関する議論は続けられ、新たな枠組みとして 2015（平成 27）年に採択されたのが「パリ協定」で、現在は、このパリ協定に基づき、世界各国が温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。（※パリ協定は、41 ページを参照してください。）

^{*1} 森林吸収源：森林が吸収する CO₂ 吸収量のこと。京都議定書においては、森林が吸収する CO₂ 量を温室効果ガスの削減量に参入することが認められている。

4 計画の現状、市民アンケート等の結果概要

○計画の現状

平成 21（2009）年度から平成 29（2017）年度を計画期間とした佐野市環境基本計画では、四つの本市の環境における将来像を定めて各施策に取り組んできました。各将来像の成果指標の状況と評価は、次のとおりです。

快適で安心して暮らせるまち

快適で安心できる生活環境の確保を目指し、生産、流通、消費の社会経済活動の全段階を通じて、汚染物質の発生を抑制し、また、汚染物質の適正処理を図ることにより、自然の物質循環に与える影響を極力抑えた「快適で安心して暮らせるまち」を目指しました。

（成果指標）

指標項目	単位	H24 (2012) (基準値)	H28 (2016) (実績値)	H29 (2017) (目標値)	関連する主な施策
1 全般					
生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気）が良いと感じている市民の割合	%	79.7	76.7	83.0	・全ての施策
近隣公害苦情件数	件/年	256	232	180	
放射能測定で基準値を超えた件数	件/年	—	0	0	・広域大気汚染対策の推進 ・公共用水域の水質保全の推進 ・地下水等の水質保全
2 大気環境の保全					
低燃費・低公害車を使用している市民の割合	%	26.7	32.5	31.0	・自動車排出ガス対策の推進
3 水環境の保全					
河川・地下水の環境基準達成率	%	98.2	99.0	100.0	・公共用水域の水質保全の推進 ・生活排水対策の推進 ・工場・事業所対策の推進 ・地下水等の水質保全
生活排水処理施設の処理人口普及率	%	73.2	76.6	79.5	・生活排水対策の推進
公共下水道・農業集落排水施設処理人口普及率	%	63.6	66.6	67.8	
合併処理浄化槽処理人口普及率	%	9.3	11.2	11.6	
公共下水道による水洗化率	%	92.2	92.8	92.7	
4 騒音・振動・悪臭の防止					
騒音に係る環境基準達成率	%	100.0	100.0	100.0	・発生源対策の推進（騒音・振動・悪臭）

(評価)

下水道の整備など社会基盤の整備に関わる指標は目標値を若干下回る状況ですが、ほぼ計画のとおりとなっています。「近隣公害苦情件数」については、平成24(2012)年度以降横ばいの状態で推移しており、目標値で掲げたような苦情件数の減には至らない状況です。

近隣公害苦情の内容としては、近隣地の空き地などの雑草や樹木の繁茂、ごみ等についての相談が過半数を占めています。

自然と共にいきる水と緑のまち

本市の面積の約6割を占める豊かな森林や湧水などの自然からの恵みを将来にわたって受け続けるため、人も自然の生態系を構成する一員であるという認識に立って、自然環境の微妙な均衡を損なわないようにこれを利用する「自然と共にいきる水と緑のまち」を目指しました。

(成果指標)

指標項目	単位	H24 (2012) (基準値)	H28 (2016) (実績値)	H29 (2017) (目標値)	関連する主な施策
1 全般					
市内の自然環境が良好に保たれていると思っている市民の割合	%	70.3	66.7	87.0	・全ての施策
2 森林の保全					
間伐の実施面積	ha	99.5	29.0	110.0	・林業の振興と森林の計画的な土地利用
林道の整備延長	m	62,175	63,195	65,000	
保安林指定面積	ha	6,559	6,777	6,919	・林業の振興と森林の計画的な土地利用 ・森林の適正な管理
山地災害危険個所の整備率	%	33.6	43.75	51.0	
3 里地・里山の保全					
里山林整備面積	ha	121.6	173.0	150.0	・平地林の保全
4 農地の保全					
耕作放棄地面積	ha	136.7	141.1	120.0	・農業の振興
有害鳥獣捕獲数	頭	2,016	2,725	1,740	・野生鳥獣による農作物への被害防止
5 生物多様性の保全					
自然観察会参加者数	人	144	117	250	・野生動植物の生息・生育環境の保全
自然保護活動ボランティア数	人	2,544	2,521	2,700	
6 市街地の緑化					
市民1人当たりの都市公園面積(県営含む)	m ²	18.17	18.98	19.87	・緑化の推進
7 景観、歴史的・文化的環境の保全					
景観啓発イベントの参加人数	人	—	3,638	800	・景観の保全と創造
景観ボランティア団体数	数	2	2	6	

(評価)

「里山林整備面積」については、とちぎ元気な森づくり事業を活用することにより目標以上に整備が進みました。

「耕作放棄地面積」については、人口減少や農業の担い手不足の影響から増加傾向にあります。また、耕作を放棄することは、人間活動の低下や耕作放棄地が鳥獣の餌場や隠れ場所となることから、鳥獣被害が増える要因となっています。

「自然観察会参加者数」や「自然保護活動ボランティア数」については、計画期間内で減少してしまいました。

とちぎ元気な森づくり事業

栃木県では、健やかな森林を次の世代に引き継いでいくために、平成 20 (2008) 年 4 月から「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入しました。

これを原資とした基金により、県内市町では「明るく安全な里山林整備事業」が実施されており、人家等の周辺にあって将来まで守り残したい里山林、通学路沿いや人家周辺等にある暗い里山林などが明るく安全な里山林に再生されています。



環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち

長年にわたる人間の社会経済活動による環境への負荷の蓄積で発生した地球温暖化問題は、近年ますます深刻化しています。私たち一人一人のライフスタイルや全ての事業活動を環境の視点から見直し、エネルギーが有効利用され、資源が循環する、環境に配慮した「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を目指しました。

(成果指標)

指標項目	単位	H24 (2012) (基準値)	H28 (2016) (実績値)	H29 (2017) (目標値)	関連する主な施策
1 地球温暖化対策の推進					
市の太陽光発電システム機器導入補助金の交付世帯の割合	%	2.5	4.6	7.5	・再生可能エネルギーの導入推進
太陽熱温水器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している市民の割合	%	10.5	13.4	18.0	
市内での認知発電量（再生可能エネルギー発電+廃棄物発電）	百万kWh	14.0	25.1	36.0	
年間使用電力量が前年より減少した世帯の割合	%	—	26.1	23.0	・再生可能エネルギーの導入推進
市役所の年間使用電力量	千kWh	34,087	33,543	31,000	・省エネルギー・エネルギー有効利用の推進
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	36.4	30.6	46.0	・省エネルギー・エネルギー有効利用の推進
低燃費・低公害車を使用している市民の割合	%	26.7	32.5	31.0	
市内を運行するバスの利用者数	人	279,619	311,763	310,000	・地球温暖化対策の総合的な推進
公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	%	45.8	51.2	60.0	
2 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進					
ごみ減量化やリユース、リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	45.2	54.7	51.0	・市民主体の3Rの推進
1人1日当たりのごみ排出量	g	924	897	830	・全ての施策
ごみ排出量（一般廃棄物）	t	41,686	39,485	34,600	
再生利用率	%	14.7	14.0	30.0	
3 適正な廃棄物処理の推進					
搬入ごみが中間処理、最終処分において、適正に処理・処分されなかった件数	件	0	0	0	・再生利用・熱回収を基調とした中間処理 ・適正処分のための施設の整備
不法投棄物処理件数	件	97	67	50	・地域美化の推進と不法投棄の防止

(評価)

再生可能エネルギーの導入推進については、市として太陽光発電システム導入への補助を実施したものの、目標を達成するのは難しい状況です。また、「市役所の年間使用電力量」については、計画期間中に、栃木県から本市へ、市役所の年間総使用電力の約20%をも占める下水処理施設の移管等があり、目標値に達しない状況です。

「節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合」については、基準年に比べ減少する結果となりました。これは、東日本大震災等を起因とした電力不足や燃料不足が解消されたことで、省エネルギーへの意識が次第に薄まった結果と推察されます。

誰もがすぐに取り組める「ごみの減量化やリユースやリサイクルに取り組んでいる市民の割合」については目標値を超える結果が得られていますが、「1人1日当たりのごみ排出量」「ごみ総排出量（一般廃棄物）」は目標に達していない状況です。これは、地球温暖化の問題等を契機とした環境意識の高まりにより、ごみの減量の意識は高まりつつありますが、現代のライフスタイルの多様化に伴い、ごみについても多様化・複雑化し、使い捨て商品などが定着してきたことなどが要因であると推察されます。

環境への思いやりと優しさのあるまち

「快適で安心して暮らせるまち」「自然と共々生きる水と緑のまち」「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を実現するため、市民・事業者・市の全ての主体が環境問題について深く理解し、互いに協力し合ってそれぞれの役割分担の下に環境問題に取り組む「環境への思いやりと優しさのあるまち」を目指しました。

(成果指標)

指標項目	単位	H24 (2012) (基準値)	H28 (2016) (実績値)	H29 (2017) (目標値)	関連する主な施策
1 全般					
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	34.2	40.5	38.0	・全ての施策
2 環境保全活動の充実					
市民活動に携わっている団体数	団体	331	347	350	・市民の自主的活動の推進
自然保護活動ボランティア数	人	2,544	2,521	2,700	
3 環境学習の推進					
自然観察会参加者数	人	144	117	250	・環境学習の場の提供
環境学習メニュー数	講座	14	11	20	
市民環境リポーター数	人	30	37	34	
3R 関連講習会受講者数	人	643	417	750	
体験型宿泊施設の宿泊者数	人	13,200	10,791	14,100	
体験メニュー数	個	31	36	37	

(評価)

「環境に配慮した生活をしている市民の割合」は、目標値以上の状況にあります。環境保全活動や環境学習への参加については、横ばい若しくは減少の傾向にあります。

○市政に関するアンケート等の結果概要（抜粋）

各種アンケートで得られた市民の環境に関する意識や要望の概要は、次のとおりです。
なお詳細は、巻末資料に掲載します。

市政に関するアンケート

本市が毎年行っている「市政に関するアンケート」から、環境に関連する設問について抜粋し、環境保全に関連する市民の意識と取組状況の推移を把握しました。

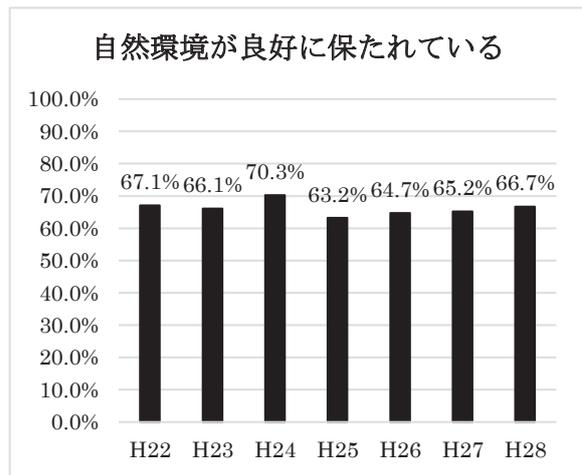
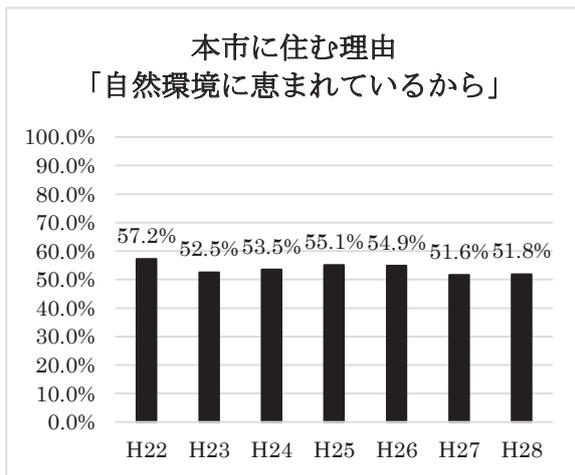
概要 調査対象：市内在住満 20 歳以上の男女 2,000 人

年度	回収率 (%)	回答者の構成比 (%)							
		男性	女性	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳～
H22	48.0	47.8	50.9	7.7	14.6	13.1	19.2	26.5	18.0
H23	51.1	46.8	52.2	7.7	15.3	15.9	19.9	22.4	18.0
H24	49.6	47.1	51.3	10.6	15.1	16.0	15.1	24.6	17.5
H25	42.1	50.0	49.1	7.5	12.9	15.7	16.9	26.7	20.0
H26	40.5	47.0	52.5	6.5	12.2	13.7	20.4	26.4	19.8
H27	45.2	46.7	53.1	9.6	14.3	16.2	16.4	25.3	18.0
H28	45.6	48.6	50.2	8.6	10.5	16.8	16.9	26.8	19.1

※上記の他に無回答があるため、合計は 100% になりません。

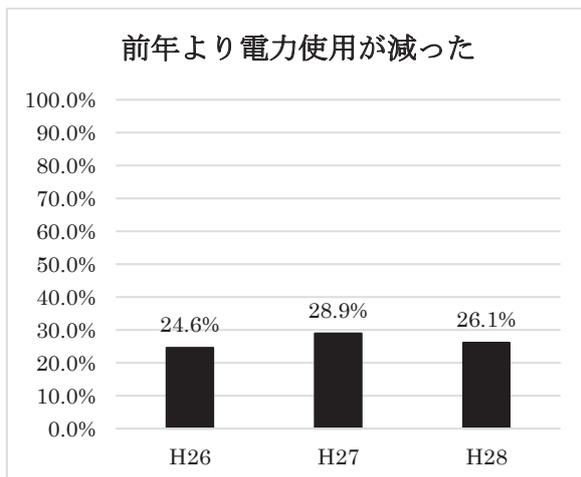
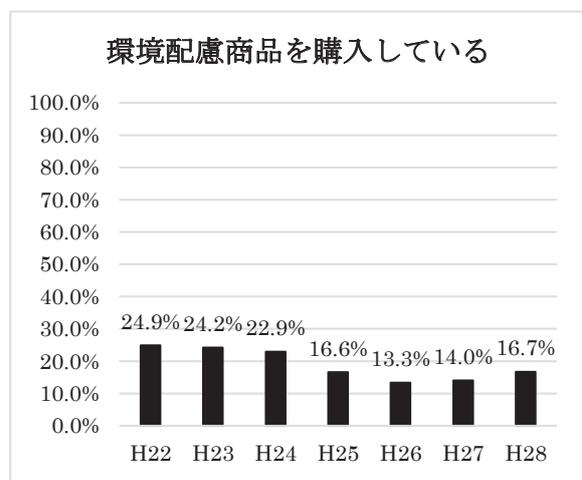
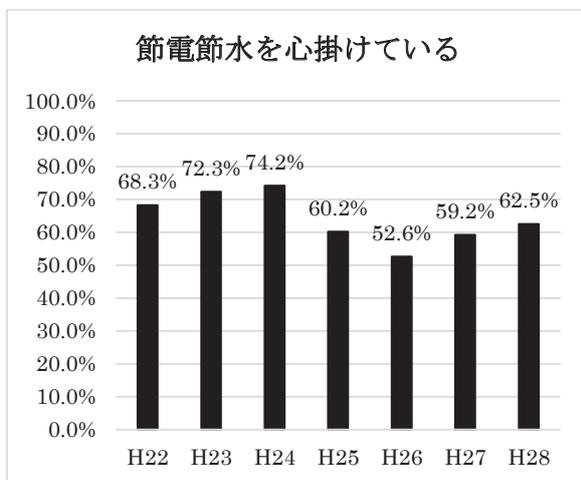
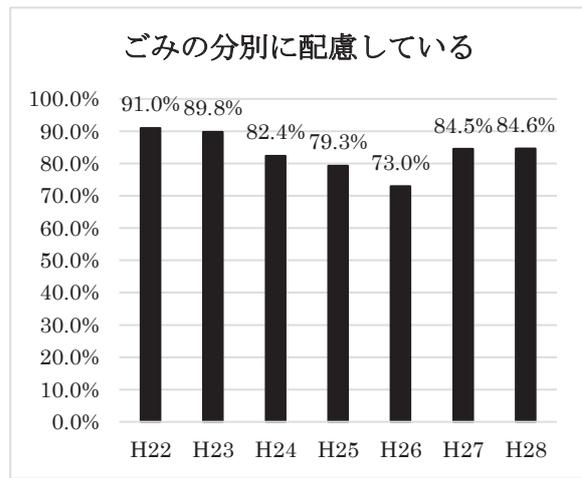
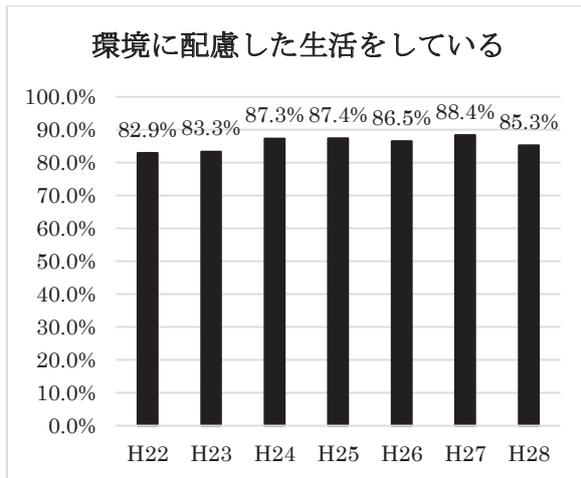
①自然環境について

※「そう思う」と回答した人の割合の推移



②日常生活における環境実態について

※「そのようにしている」「そのようになった」と回答した人の割合の推移



佐野市の将来の環境を考えるためのアンケート

本計画の策定のために、平成 28 (2016) 年 7 月から 9 月に、市民、事業者、中高生を対象として行ったアンケートの結果は、次のとおりです。

市民アンケート

調査対象：市内在住満 18 歳以上の男女 2,000 人

回収率 (%)	回答者の構成比 (%)							
	男性	女性	18 歳~29 歳	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳~
48.0	43.3	56.3	8.7	12.9	12.5	15.0	27.5	18.0

※上記の他に無回答があるため、合計は 100% になりません。

○ 住まいの周辺環境で気になることについての意見

記入式の設問とし、276 人から 374 件の意見がありました。

意見の対象	件数	割合
周辺環境（ごみ・雑草など）について	93	24.87
空き地・空き家、耕作放棄地について	66	17.65
道路等について	53	14.17
河川について	47	12.57
騒音について	19	5.08
悪臭について	17	4.55
山林・獣害について	13	3.48
外灯等の明るさについて	12	3.21
太陽光発電設備について	9	2.41
その他	45	12.03
合計	374	100.00

○ 環境をよくするために取り組むべき課題について ※各項目ごとに一つを選択

質問した 31 項目のうち「特に力を入れるべき」「力を入れるべき」が選択された上位 5 項目は、次のとおりでした。

ごみの散乱や不法投棄の防止	90.1%
空き地などの雑草の繁茂、樹木の徒長の防止	87.0%
良好な水環境の保全	86.0%
廃棄物の適正処理	85.0%
地球温暖化対策の推進	84.4%

※割合 (%) 欄は、各項目ごとに「特に力を入れるべき」「力を入れるべき」が選択された割合です。

○ 全体として

市民が環境に配慮し、すぐに取り組める節電や節水、ごみの分別等に努めていることが分かりました。また、地球環境については、多くの市民が「地球温暖化」など地球に生じている諸問題の多くを危惧していますが、「どう取り組んでいくべきか」という点で戸惑いを感じられる結果が得られました。

事業者アンケート

アンケートは市内に所在する 300 事業者を対象とし、回収率は 54.3%でした。

○ 普段の事業活動において実践している環境に関する取組について

※各項目ごとに一つを選択

質問した 20 項目のうち「実践している」が選択された上位 5 項目と、「実践していない」が選択された上位 5 項目は、次のとおりでした。

・「実践している」

電気やガス、灯油の節約	91.4%
ごみの分別の徹底	90.8%
廃棄物を野外に放置しない	83.4%
事業所周辺の清掃	83.4%
節水	82.2%

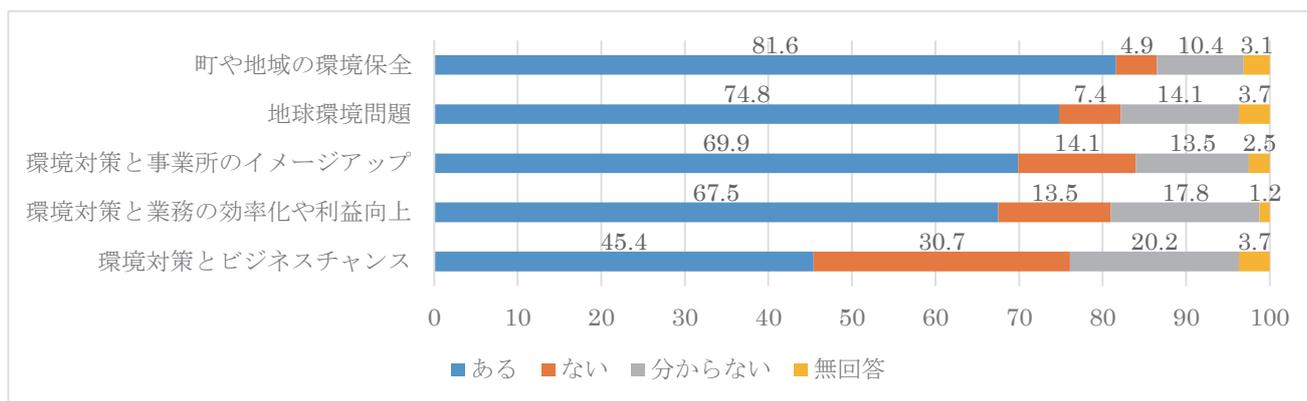
・「実践していない」

太陽光発電設備を設置	72.4%
ハイブリッドカー、電気自動車の導入促進	50.3%
取引先への環境配慮の働き掛け	40.5%
リサイクルに適した原料や製品を選び取り扱う	27.0%
事業所の緑化の推進	26.4%

※ 割合(%)欄は、各項目ごとに「実践している」又は「実践していない」が選択された割合です。

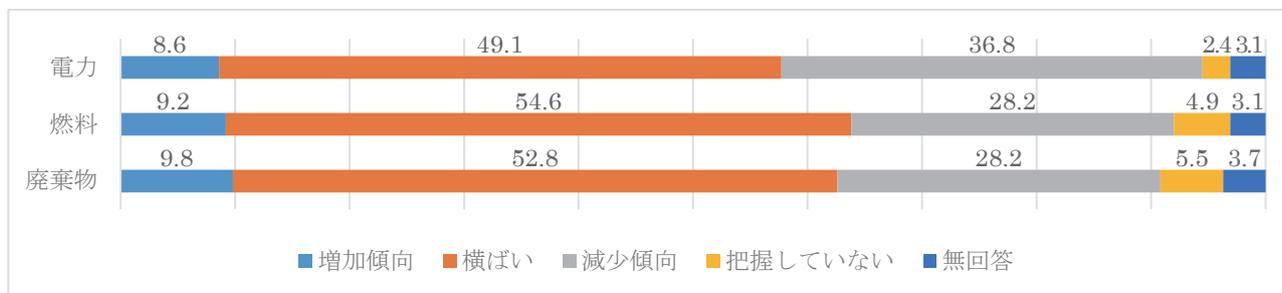
○ 事業所として関心のある環境保全活動について

次の 5 項目について、それぞれ一つを選択する質問です。



○ 電力や燃料の使用量、廃棄物量の状況について ※各項目ごとに一つを選択

ここ数年の電力、燃料の使用量、廃棄物量の傾向については横ばいが約半数ですが、減少傾向が増加傾向を上回る状況が分かりました。



○ 全体として

環境面への意識は高いものの、エネルギー消費量等は横ばいであり、太陽光発電設備やハイブリッドカー、電気自動車の導入はあまり進んでいないことが分かりました。

中高生アンケート

市内の市立中学校、私立中学校、県立高等学校、私立高等学校に依頼し、学校において任意の1クラスに対して実施し、男性234人、女性217人の回答を得ました。

○ 住まいの周辺環境について ※各項目ごとに一つを選択

質問した14項目について、「良い」とされた上位5項目と、「悪い」とされた上位5項目は、次のとおりでした。

・「良い」

悪臭がない	74.8%
自然とふれあえる場所がある	71.9%
庭などに緑を育てている家が多い	67.7%
騒音がない	66.6%
きれいな星空がみれる	65.3%

・「悪い」

川にごみが捨ててある	44.7%
空き地の雑草やごみが気になる	39.4%
田や畑が耕作されず、草木が生えている	26.3%
住まいの周辺にごみがある	24.8%
川や池の水が汚い	22.1%

○ 日常生活での取組について

質問した14項目について、「行っている」が選択された上位5項目と、「行っていない」が選択された上位5項目は、次のとおりでした。

・「行っている」

道路などでごみのポイ捨てをしない	93.8%
ごみは分別して出す	90.5%
ものを大切に最後まで使う	85.4%
シャワーや水道の水を流しっぱなしにしない	84.1%
野生動植物を大切にする	79.2%

・「行っていない」

リサイクルショップなどを利用する	58.2%
リサイクルしやすい商品やリサイクルされた商品を選んで買う	54.6%
買い物の際に自分の買い物袋を持っていく	51.1%
エアコンの温度は夏28度、冬は20度に設定する	42.5%
環境を汚しにくい商品を選んで買う	35.8%

○ 環境を守っていく活動への関心や意欲について

次の5項目のうち一つを選んだ結果は、次のとおりです。

今は活動していないが、良いきっかけがあれば参加してみたい	67.0%
関心や意欲がない	15.7%
今は活動していないが、将来は団体やグループ活動に参加するつもりである	6.0%
団体やグループによる環境を守る活動に参加している	5.5%
その他、無回答	5.8%

○ 全体として

街がきれいになっている、自然環境が良好に保たれていると感じている中高生が多いことが分かりました。また、自由意見等からは、自然環境を保全する意識が高いことが分かりましたが、個々人の具体的な環境保全活動等につながっていないことが分かりました。

5 計画の方向性、将来像と基本目標

○計画の方向性

本計画の策定に当たっては、これまでの取組を継続し、推進することを基本としながら、新たな課題に対応するなど、次の事項を踏まえて策定します。

(1) 本市の現状や、社会情勢を踏まえた環境問題への対応

これまでの環境基本計画の進捗状況や評価、環境問題への各主体の関心を反映させ、地球環境や自然環境、生活環境の保全及び創造に向けた施策を展開します。

(2) 各主体との連携・協働による効果的な施策展開

本計画の効果的な推進には、市民・事業者・市の各主体が連携・協働して取り組む必要がありますので、市民協働プロジェクトにおける各主体の役割や基本目標別等の環境配慮指針を示します。

(3) 地球温暖化対策推進への貢献

世界各地でパリ協定に基づく地球温暖化防止のための取組が推進されており、日本においても地球温暖化対策計画で掲げた“温室効果ガスを、平成 42（2030）年において、平成 25（2013）年度比 26.0%削減する”との目標の達成に向け、本格的に動き出しています。本市も世界の一員、また、日本の一員であることを深く認識し、この目標を上回る目標を掲げ、地球温暖化防止に貢献します。

(4) 環境の保全と創造

環境においては、これまで保全という面に注目が集まっていましたが、現在では「環境ビジネス」などといわれるように、エネルギー分野等における各種の取組が新たな活力を創造しています。

本市においても、自然環境を保全し自然環境との共生を図りながら再生可能エネルギーによる発電を推進し、エネルギーの地産地消といった仕組みの構築等を通じて、本市の活性化に寄与する施策を展開します。

○将来像と基本目標

第2次佐野市総合計画では、本市の将来像を「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」とし、水と緑に包まれた豊かで美しい自然環境の佐野を目指すとともに、市民と行政の協働により市民一人一人がいきいきと生活し、地域も輝くまちを目指しています。

その基本目標の一つとして「美しい自然、環境と調和するまちづくり」を掲げ、政策として「環境にやさしいまちづくり」「地球環境に配慮したまちづくり」を、施策として「ごみの発生抑制と資源の有効活用」「良好な生活環境の保全と創出」「再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進」「地球環境の保全」を掲げています。

一方、国の第5次環境基本計画の中間とりまとめ（平成29（2017）年8月）では、人類の英知を結集して環境・経済・社会の統合的向上を目指し、あらゆる物質・生命の循環と自然・生態系との共生を追求する社会は、「低炭素」も達成する「循環共生型社会」であるとし、これを第5次環境基本計画で目指すべき「持続可能な社会」としています。

また、平成28（2016）年3月に策定された栃木県環境基本計画では、その将来像を「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」として、「地球温暖化に立ち向かう社会づくり」「良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり」「豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり」の三つを基本目標としています。

現在、私たちに求められているのは、美しい自然環境を保全し、低炭素な循環型の社会を創造していくことです。

本計画ではこれらを踏まえ、本市の環境における将来像を次のように定めます。

美しい自然を保全する 低炭素・循環型のまち

また、この将来像の実現のため、次の四つの基本目標を定めます。

（基本目標）

1. 環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～
2. 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～
3. 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～
4. 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

6 施策の展開

美しい自然を保全する低炭素・循環型のまち

1. 環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

(1) 温室効果ガス削減対策の推進	① COOL CHOICE 30 SANOの推進 ② エネルギーの地産地消の推進 ③ 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
(2) 再生可能エネルギーの利活用の推進	① 秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進 ② エネルギーの地産地消の推進 ※再掲
(3) 省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進	① COOL CHOICE 30 SANOの推進 ※再掲 ② 自動車使用率の減少の推進 ③ 佐野インランドポートにおけるコンテナラウンドユースの推進

2. 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

(1) 森林、里地・里山、農地の保全	① 林業振興と森林の計画的な土地利用 ② 森林の適正管理 ③ 里地・里山の保全と価値化 ④ 優良農地の保全と耕作放棄地の解消 ⑤ 鳥獣被害の予防
(2) 水辺環境の保全	① 水源流域及び河川の保全 ② 親水空間の確保
(3) 生物多様性の保全	① 動植物の生息・生育環境の保全 ② 外来種等の有害動植物への対策
(4) 良好な景観の保全	① 佐野市景観計画に基づく景観の保全 ② 緑化の推進

3. 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

(1) 大気環境の保全	① 自動車排出ガスの抑制 ② 野外焼却の禁止の徹底 ③ 工場・事業所等の規制順守の推進
(2) 水環境の保全	① 河川、池、水路等の水質保全 ② 生活排水対策の推進
(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止	① 健全な土壌環境の維持 ② 地盤沈下の防止
(4) 騒音・振動・悪臭の防止	① 発生源対策の推進 ② 近隣騒音等の対策の推進
(5) ごみの減量と適正処理	① ごみの減量化と適正な処理 ② 不法投棄の防止 ③ 環境美化の推進

4. 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

(1) 環境を育む人材の育成	① 佐野市環境ネットワーク会議の支援 ② 環境に関する講演会や学習会等の充実
(2) 環境学習の推進	① 自然環境学習プログラムの充実 ② 環境関連施設の見学会の実施 ③ 環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰
(3) 環境情報の共有、ネットワークの充実	① 環境情報の共有 ② ネットワークの充実

（基本目標 1）環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

本計画「3 地球温暖化の現状」で示したとおり、現在、最も重要な環境問題の一つである地球温暖化の防止が急務とされています。

これまで本市においては、太陽光発電設備設置や電気自動車購入に対して補助金の交付を行ってきましたが、今後より一層求められているのは、市民一人一人に、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及を促進し、環境における将来像に示した「低炭素・循環型のまち」を創造していくことです。

本計画では、地球環境を保全するため、今後より一層の地球温暖化対策の推進を行い、エネルギーが有効利用され資源が循環する、環境に配慮した「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を創造していきます。

（施策展開）

（1）温室効果ガス削減対策の推進

- ① COOL CHOICE 30 SANO の推進（重点協働プロジェクト）
- ② エネルギーの地産地消の推進（重点協働プロジェクト）
- ③ 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
 - ・ 本市域で生じるCO₂の排出量を算定し、国の目標を上回る目標を掲げCO₂の削減に取り組みます。
 - ・ 算定した CO₂ 排出量は公表し可視化することで、排出量削減の取組を推進します。

（2）再生可能エネルギーの利活用の推進

- ① 秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進
 - ・ 良好な景観の形成と環境の保全、環境との調和を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置については条例により必要な事項を定め、再生可能エネルギーの利活用を推進します。
- ② エネルギーの地産地消の推進（重点協働プロジェクト）（再掲）

(3) 省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進

- ① COOL CHOICE 30 SANO の推進（重点協働プロジェクト）（再掲）
- ② 自動車使用率の減少の推進
 - ・ 公共交通ネットワークの構築等により、自動車使用率の減少を推進します。
- ③ 佐野インランドポートにおけるコンテナラウンドユースの推進
 - ・ コンテナラウンドユースにおけるコンテナのマッチング本数を増やすことで、コンテナトレーラーの CO₂ 排出量を削減^{※1}します。

車両別の CO₂ 排出量について

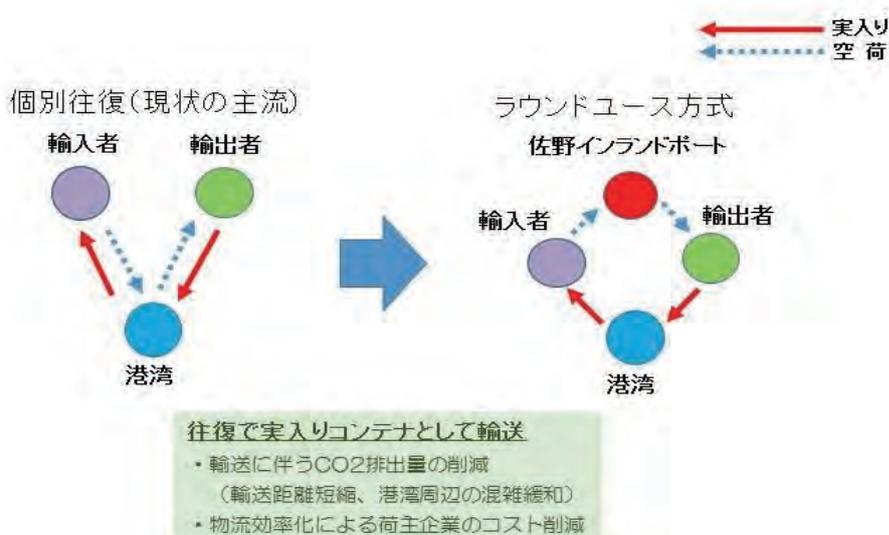
	燃費	100 km 走行するのに必要なエネルギー	100 km 走行当たりの CO ₂ 排出量
電気自動車	1kWh 当たり 10km	10kWh	5kg
ガソリン車	1ℓ 当たり 14 km	7.15ℓ	16.6kg
ハイブリッド車	1ℓ 当たり 40.8 km	2.45ℓ	5.68kg

※CO₂ 排出係数…電気(東京電力) : 0.5kg-CO₂/kWh、ガソリン : 2.32kg-CO₂/ℓ

※燃費は代表的な車のカタログ値 (ガソリン車は任意のもの)

コンテナラウンドユースとは？

輸入貨物を取り出した空コンテナを港に戻さずに、輸出貨物のコンテナとして継続使用する物流方式のことをいいます。従来の輸出・輸入コンテナの個別往復輸送に比べ、輸送距離を短縮できることから CO₂ 削減等の環境負荷の低減に貢献でき、また、コンテナラウンドユース利用者の物流の効率化やコスト削減も実現します。



※1 コンテナトレーラーの CO₂ 排出量を削減 : 輸送工程全体での CO₂ の排出量の削減をいう。

「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」の成果指標

指標項目	単位	H28 (2016) 年度値	H33年度 (2021) 目標値	関連する主な施策
1 温室効果ガス削減対策の推進				
COOL CHOICE を理解している市民の割合	%	23.0	52.0	・ COOL CHOICE 30 SANO の推進
COOL CHOICE の賛同票数	件	79	500	
COOL CHOICE 30 SANOホームページの閲覧数	件	—	5,000	
SNS 等での COOL CHOICE 発信数	件	—	100	
SNS 等での COOL CHOICE 反応数	件	—	300	
市内からのCO ₂ 排出量	千 t-CO ₂	1,737 (H25)	1,494	・ 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
2 再生可能エネルギーの利活用の推進				
太陽熱温水器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している世帯の割合	%	13.4	18.0	・ 秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進
市の清掃センターに搬入された木材・木製品等のバイオマス発電施設での利用量	t	24	100	
3 省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進				
市の行う事務・事業における年間使用電力量	千 kWh	33,543	30,602	・ COOL CHOICE 30 SANO の推進
節電やアイドルリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	46.6	52.0	
EV、PHV、FCV※ ¹ を利用している市民の割合	%	—	5.0	
市内を運行するバスの利用者数	人	311,763	321,500	・ 自動車使用率の減少の推進
公共交通機関が便利であると思う人の割合	%	51.2	56.5	
佐野インランドポートのコンテナラウンドユースによるCO ₂ 排出削減量	t-CO ₂	—	1,034	・ 佐野インランドポートにおけるコンテナラウンドユースの推進

※¹ EV、PHV、FCV：EVは電気自動車、PHVはプラグインハイブリッド自動車、FCVは燃料電池自動車をいう。

(基本目標 2) 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

本市は、幾筋もの河川が流下し、また、市域の約 6 割が森林で覆われているなど、水と緑に恵まれたまちです。

市政に関するアンケートの結果からは、本市に住む理由として「自然環境に恵まれているから」を選んだ市民が 5 割を超えており、「自然環境が良好に保たれている」と感じている市民は 6 割を超えています。

本計画では、市民が誇りに思う本市の清らかな水と緑豊かな自然を今後も保全し、市民がこれからもその豊かな自然環境の中で住み続けることができるよう、「自然と共に生きる水と緑のまち」を目指します。

(施策の展開)

(1) 森林、里地・里山、農地の保全

- ① 林業振興と森林の計画的な土地利用
 - ・ 森林の整備を推進します。
 - ・ 計画的な森林整備を啓発します。
 - ・ 計画的な土地利用を行います。
 - ・ 森林整備の担い手を育成します。
- ② 森林の適正管理
 - ・ 病虫害防除の実施などにより森林を保全します。
 - ・ 林道整備等により森林を適正に管理します。
- ③ 里地・里山の保全と価値化
 - ・ 里地・里山を保全します。
 - ・ フィールド学習による里山体験、里山体験事業などをとおして、里山の価値化を図ります。
- ④ 優良農地の保全と耕作放棄地の解消
 - ・ 農地を保全するとともに、農業の振興を図ります。
 - ・ 農業の担い手を育成し、新規就農者を支援します。
 - ・ 農業の担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における活動を行います。
- ⑤ 鳥獣被害の予防
 - ・ イノシシ、シカ、サル等による農作物被害を予防します。
 - ・ ヤマビルによる人的被害を予防します。
 - ・ ハクビシン等による住宅被害を予防します。
 - ・ 鳥獣被害予防の啓発を行います。

(2) 水辺環境の保全

① 水源流域及び河川の保全

- ・ 水源流域における森林の保水機能を保全します。
- ・ 河川の整備に当たっては、生態系に配慮した生物が生息しやすい水辺づくりを推進します。

② 親水空間の確保

- ・ 河川公園など、自然と触れ合える親水空間の整備や保全を図ります。
- ・ 市民主体による河川愛護活動を支援します。

(3) 生物多様性の保全

① 動植物の生息・生育環境の保全

- ・ 動植物の生息・生育環境を保全します。
- ・ 希少動植物の分布、動向や生息・生育環境に関する情報収集を行うとともに、保護対策を推進します。

② 外来種等の有害動植物への対策

- ・ 外来種等の有害動植物についての情報収集を図るとともに、広報紙やホームページなどにより、移入の防止や防除についての情報提供を行います。

(4) 良好な景観の保全

① 佐野市景観計画に基づく景観の保全

- ・ 次の四つの基本方針に基づき、良好な景観の形成に努めます。
 - * 水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成
 - * 万葉の昔からの歴史を継承する景観形成
 - * 都市アメニティを向上させる景観形成
 - * 日常の暮らしの様子が感じられる景観形成

② 緑化の推進

- ・ 公園の適切な整備・保全を推進します。
- ・ 公共施設等の緑化を推進します。
- ・ グリーンカーテンの普及を推進します。

「自然と共に生きる水と緑のまち」の成果指標

指標項目	単位	H28 (2016) 年度値	H33年度 (2021) 目標値	関連する主な施策
1 全般				
市内の自然環境が良好に保たれていると 思っている市民の割合	%	66.7	67.3	・全ての施策
2 森林、里地・里山、農地の保全				
木材伐採面積	ha	428.3	574.0	・林業振興と森林の計画的な土地 利用
山地災害危険箇所の整備率	%	43.8	55.0	
林道の整備延長（市管理林道）	m	63,195	65,855	・森林の適正管理
里山林整備面積	ha	4.0	10.0	・里地・里山の保全と価値化
耕作放棄地面積	ha	141.1	125.0	・優良農地の保全と耕作放棄地の 解消
認定農業者数	人	205	260	
有害鳥獣捕獲数	頭	2,725	1,640	・鳥獣被害の予防
有害鳥獣による被害額	千円	33,328	18,000	
3 水辺環境の保全				
町会で実施した河川愛護活動の総延長数	km	198.9	200.0	・水源流域及び河川の保全 ・親水空間の確保
町会で実施した河川愛護活動の参加者数	人	16,166	17,000	
4 生物多様性の保全				
環境リポーターの動植物生育状況等の報告数	件	—	500	・動植物の生息・生育環境の保全 ・外来種等の有害動植物への対策
外来動植物の情報提供数	件	3	10	
5 良好な景観の保全				
景観啓発イベントの参加者数	人	3,638	3,500	・佐野市景観計画に基づく景観の 保全
市民1人当たりの都市公園面積（県営都市公園を 含む。）	m ²	18.98	20.00	・緑化の推進
グリーンカーテンを実施した公共施設数	件	50	70	

(基本目標 3) 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

本市の大気、水環境等の状況としては、それぞれの基準値を超過することがほとんどない状況が続いていますが、佐野市の将来の環境を考えるためのアンケートでは、「工場等の公害防止」「廃棄物の適正処理」に約 8 割の市民が力を入れて取り組むべきとしています。

また、ごみの総排出量はここ数年減少していますが、ごみの問題は日常的なものであり、同アンケートでは、ごみの散乱や不法投棄の防止などのごみに関しての複数の取組に多くの市民が力を入れて取り組むべきとしています。

一方、近年、身近な問題として、空き地や空き家などにおける雑草の繁茂、樹木の徒長、ごみの放置などが指摘されており、その対応が求められています。

本計画では、公害の発生を防止するとともに空き地・空き家が適正に管理されるなど良好な生活環境が保全され、また、3R を中心としたごみの減量と適正処理により資源が循環的に利用される「快適で安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

(施策の展開)

(1) 大気環境の保全

① 自動車排出ガスの抑制

- ・ 電気自動車等の低公害車^{*1}の導入を推進します。
- ・ エコドライブ^{*2}等の啓発をします。

② 野外焼却の禁止の徹底

- ・ 家庭や事業所等における違法な野外焼却の禁止を徹底します。

③ 工場・事業所等の規制順守の推進

- ・ ばい煙や粉じん、ダイオキシン類等を排出する施設に対する規制基準の順守の徹底と排出削減を推進します。

(2) 水環境の保全

① 河川、池、水路等の水質保全

- ・ 工場排水の適正処理について啓発・指導等を行います。
- ・ 農薬や化学肥料の適正使用を推進します。
- ・ 河川等の水質を監視します。
- ・ 異常水質発生時には、関連機関と連絡を密にし、発生原因の把握と被害拡大の防止を図ります。

② 生活排水対策の推進

- ・ 公共下水道、合併処理浄化槽による適正な生活排水の処理を計画的に推進します。
- ・ 家庭でできる生活排水対策を推進します。

^{*1} 低公害車：排気ガスに含まれる有害物質が少なく、環境に優しい自動車のこと。電気自動車、天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等がある。

^{*2} エコドライブ：ゆっくりと加速するなど環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法のこと。

(3) 土壤汚染・地盤沈下の防止

① 健全な土壤環境の維持

- ・ 有害物質を使用する特定事業所に対し、施設の管理と構造に関する基準を順守するよう指導します。
- ・ 汚染土砂の埋立てを防止します。

② 地盤沈下の防止

- ・ 地下水の利用者に対し、適正な採取と合理的な利用を指導します。

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

① 発生源対策の推進

- ・ 発生源となりうる特定施設を設置している工場・事業所等及び特定建設作業^{*1}について、規制基準の順守の徹底を図ります。

② 近隣騒音等の対策の推進

- ・ 日常生活に起因する騒音、振動、悪臭等を低減し、近隣の生活環境に配慮するよう啓発します。

(5) ごみの減量と適正処理

① ごみの減量化と適正な処理（重点協働プロジェクト）

② 不法投棄の防止

- ・ 不法投棄防止パトロールの実施や監視カメラの設置により、不法投棄を防止します。

③ 環境美化の推進（重点協働プロジェクト）

^{*1} 特定建設作業：建設工事のうち、著しく騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法に定めるものをいう。

「快適で安全・安心に暮らせるまち」の成果指標

指標項目	単位	H28 (2016) 年度値	H33年度 (2021) 目標値	関連する主な施策
全般				
生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気）が良いと感じている市民の割合	%	80.4	83.4	・全ての施策
近隣公害苦情件数	件	249	232	
1 大気環境の保全				
EV、PHV、FCV を利用している市民の割合	%	—	5.0	・自動車排出ガスの抑制
野外焼却に関する苦情件数	件	41	38	・野外焼却の禁止の徹底
2 水環境の保全				
河川、池、水路等における通報件数	件	66	53	・河川、池、水路等の水質保全
公共下水道・農業集落排水処理施設処理人口普及率（公共下水道等処理区域内人口／人口）	%	66.6	73.3	・生活排水対策の推進
合併浄化槽処理人口普及率（公共下水道等区域外処理人口／人口）	%	9.9	12.7	
公共下水道による水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）	%	92.8	95.8	
3 土壌汚染・地盤沈下の防止				
土砂等の埋立て等に関する指導件数	件	5	3	・健全な土壌環境の維持
4 騒音・振動・悪臭の防止				
事業所への立入調査数	事業所	60	58	・発生源対策の推進
5 ごみの減量及び適正処理				
ごみ減量化やリユース、リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	54.7	63.0	・ごみの減量化と適正な処理
1人1日当たりのごみ排出量	g	897	820	
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	39,485	35,000	
再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）	%	14.0	22.0	
不法投棄物処理件数	件	67	52	・不法投棄の防止
地域住民が実施した清掃活動（ごみ回収数）	回	112	118	・環境美化の推進

(基本目標 4) 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

本市の未来を担う子どもたちに、水と緑にあふれる豊かな環境を引き継いでいくことは私たちの責務です。

佐野市の将来の環境を考えるためのアンケートでは、環境問題に取り組む際に困っていることとして「何をやったらよいかわからない」が 37.4%、「環境問題の内容がわからない」が 20.2%、「環境問題についての情報が不足している」が 35.7%という結果（複数回答可）であり、環境に関する情報不足が環境問題に取り組む際の支障となっていることが分かりました。

本計画では、環境学習を推進するとともに、環境情報の積極的な発信等を行い、子どもを含めた市民が環境についての理解を一層深め、水と緑にあふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ「環境をみんなで育むまち」を目指します。

(施策の展開)

(1) 環境を育む人材の育成

- ① 佐野市環境ネットワーク会議^{※1}の活動支援
 - ・ 同会議を支援し、各活動分野でのリーダー育成に寄与します。
- ② 環境に関する講演会や学習会等の充実
 - ・ 「田中正造の日 環境フェスタ」等において講演会や学習会等を実施し、環境に関する知識の向上を図ります。

(2) 環境学習の推進

- ① 自然環境学習プログラムの充実（重点協働プロジェクト）
- ② 環境関連施設の見学会の実施
 - ・ みかもクリーンセンターや佐野市水処理センターの見学会を実施します。
- ③ 環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰
 - ・ 環境問題の先駆者・田中正造翁の偉業を後世に引き継ぐことにより、環境保全に対する意識の向上を図ります。
 - ・ 環境問題や自然環境保護活動に積極的に取り組み、顕著な成果を挙げた団体を「田中正造記念賞」として表彰し、具体的な活動の活発化を促します。

^{※1} 佐野市環境ネットワーク会議：佐野市環境基本計画に掲げる本市の環境の将来像の実現に向け、循環型社会の構築や地球温暖化防止対策の推進を図り、本市の豊かな水と緑を後世に引き継ぐため設立された。市民、NPO、任意団体、民間企業、行政等により構成されている。

(3) 環境情報の共有、ネットワークの充実

① 環境情報の共有

- ・ 環境に関連する情報を、広報紙やホームページ、各種ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等により発信します。

② ネットワークの充実 (重点協働プロジェクト)

「環境をみんなで育むまち」の成果指標

指標項目	単位	H28 (2016) 年度値	H33年度 (2021) 目標値	関連する主な施策
1 環境を育む人材の育成				
佐野市環境ネットワーク会議の活動回数	回	58	70	・佐野市環境ネットワーク会議の活動支援
環境関連講演会、学習会の参加者数 (下記の指標以外のもの)	人	94	100	・環境に関する講演会や学習会等の充実
2 環境学習の推進				
自然観察会参加者数	人	117	215	・自然環境学習プログラムの充実
3R 関連講習会受講者数	人	417	460	
体験型宿泊施設の宿泊者数	人	10,943	14,100	
sano eco キッズの登録者数	人	39	80	
みかもクリーンセンターの見学者数	人	1,091	1,200	・環境関連施設の見学会の実施
佐野市水処理センターの見学者数	人	179	250	
田中正造記念賞応募団体数	件	5	8	・環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰
田中正造の日 環境フェスタの来場者数	人	210 (H29)	300	
佐野市郷土博物館の来場者数	人	22,125	17,600	
3 環境情報の共有、ネットワークの充実				
COOL CHOICE 30 SANOホームページの閲覧数	件	—	5,000	・環境情報の共有 ・ネットワークの充実
SNS 等による情報発信	件	—	150	

7 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

○世界的取組「パリ協定」と日本の現状

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において「パリ協定」が採択されました。この協定は、先進国のみが温室効果ガスの削減義務を負った「京都議定書」から発展したもので、発展途上国を含めた加盟する全ての国々が温室効果ガスの削減義務を負うものです。

パリ協定では、今後の世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C 未満に抑える（1.5 度に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）ことに向けて、世界全体で、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。

パリ協定は 2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効となり、世界各国において地球温暖化防止のための取組がスタートしました。2017（平成 29）年 6 月、温室効果ガス排出量が世界で 2 番目に多いアメリカ合衆国のパリ協定からの離脱表明がありました。世界のほぼ全ての国が参加を表明しており、イギリスやフランス、インド、中国などにおいては、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンの自動車から CO₂ を排出しない電気自動車への転換を図るなど、各国が、様々な形で温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

パリ協定のポイント

- ▶ 世界共通の**長期目標として平均気温の上昇を 2°C より十分下方に抑えること（2°C 目標）の設定更に 1.5°C までに抑えるよう努力することへの言及**
- ▶ 主要排出国を含む**全ての国が削減目標を作成、提出、維持し、その目的を達成するため国内措置を遂行すること**を規定。また、**削減目標を 5 年ごとに提出・更新**
- ▶ **長期の温室効果ガス低排出発展戦略**を作成、提出するよう努めるべき**全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること**
- ▶ **適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新**
- ▶ **イノベーションの重要性の位置付け**
- ▶ 5 年ごとに**世界全体の実施状況を検討する仕組み**（グローバル・ストックテイク）
- ▶ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、**先進国以外の締約国も自主的に資金を提供**
- ▶ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた**市場メカニズムの活用**を位置づけ
- ▶ 発効要件を**国数のみならず排出量の二重の基準へ**

出典：環境省パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」

（出典・参考 65 より）

日本においても 2016（平成 28）年 11 月 8 日に閣議で批准書を決定しパリ協定の締結のための手続を済ませ、2016（平成 28）年 5 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において掲げた“温室効果ガスを、2030（平成 42）年度において、2013（平成 25）年度比 26.0%削減する”との目標の達成に向け、COOL CHOICE の推進を図るなど、本格的に動き出しています。

地球温暖化対策計画

中期目標(2030年度削減目標)の達成に向けた取組

- 国内の排出削減、都市緑化や森林等による吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

- パリ協定を踏まえた国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

出典:環境省パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」

(出典・参考 67 から作成)

〇本市の対応

市役所においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成14(2002)年に、合併前の佐野市において「佐野市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を定めて以来現在まで、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量を削減するための取組を行っています。

また、平成28年(2016)7月には、環境省が提唱する国民運動「COOL CHOICE」の推進宣言を栃木県内で最初に行い、地球温暖化防止に資するあらゆる「賢い選択」を行っていくよう、市民に呼び掛けを行っています。

〇地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進

地球温暖化は、パリ協定の採択などにみられるように、世界的な人類の生存基盤に関わる問題であり、世界の一員である日本においてもその対策が推進されています。そして、日本を構成する団体である本市においても地球温暖化対策の推進が求められています。

このようなことから、第2次佐野市環境基本計画の策定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「佐野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包するものとして策定し、国の中期目標年度である平成42(2030)年度に向けて、地球温暖化対策への取組を推進します。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

1 対象とする区域及び部門

佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象区域は本市全域とし、産業部門、民生部門（家庭・業務）、運輸部門、工業プロセス部門及び廃棄物部門を対象とします。

- ・産業部門…製造業、建設業、鉱業、農林業などの活動により排出されるもの
- ・民生家庭部門…住宅内の家庭生活から排出されるもの
- ・民生業務部門…産業部門、運輸部門に属さない事業の活動により排出されるもの（事務所ビル、飲食店、病院、旅館、娯楽場等からのもの）
- ・運輸部門…自動車、鉄道による人・物の運送・運搬により排出されるもの
- ・工業プロセス部門…石灰石、ドロマイトの焼成（生産活動）等により排出されるもの
- ・廃棄物部門…一般廃棄物の焼却処理等により排出されるもの

2 対象とする温室効果ガス及びその推計方法

(1) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律においては次の表にある 7 種類のガスが対象となっていますが、日本の温室効果ガス排出量の約 90%を占めるとともに、市民生活に深く関わっている CO₂を対象とします。

平成 27（2015）年度 日本における各温室効果ガスの排出量

ガス種別	排出量	構成比
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,227	92.7
メタン	31.3	2.4
一酸化二窒素	20.8	1.6
ハイドロフルオロカーボン類	39.2	3.0
パーフルオロカーボン類	3.3	0.2
六ふっ化硫黄	2.1	0.2
三ふっ化窒素	0.6	0.04

※構成比の合計は、端数処理により 100%になりません。

※CO₂以外のガスの排出量は、CO₂の排出量に換算したものです。

環境省「2015 年度(平成 27 年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」より作成

(2) CO₂排出量の推計方法

CO₂排出量の推計は、できる限り、そしてより実態に即した結果となるよう、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別冊 1）温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計および削減目標設定に関する資料集」（平成 26（2014）年 2 月環境省）に従い、積上法（より地域性を考慮した推計手法）を基本とし、積上法によることが困難な場合に按分法又は独自手法により行います。

○本市における CO₂ 排出の現状

平成 25（2013）年度における本市の CO₂ 排出量を推計した結果は、次のとおりです。

部 門	CO ₂ 排出量 (t)	構成比 (%)	国の構成比 (%)
産業部門 製造業	658,494	37.9	32.8
産業部門 建設業・鉱業・農林水産鉱業	15,803	0.9	
民生家庭部門	180,450	10.4	15.4
民生業務部門	151,154	8.7	21.3
運輸部門 自動車	219,740	12.6	17.1
運輸部門 鉄道	17,740	1.0	
工業プロセス部門	482,657	27.8	3.6
一般廃棄物部門	11,441	0.7	2.1
合計	1,737,479		

※ 「工業プロセス部門」は、石灰石、ドロマイトの焼成(生産活動)により発生する CO₂ です。

※ 「一般廃棄物部門」は、一般廃棄物の焼却により発生する CO₂ です。

※ 一般廃棄物部門における国の構成比には、産業廃棄物が含まれています。

※ 国の構成比の合計は、この表に計上していない部門があるため、100%となりません。

(国の構成比の出典:環境省「2013 年度(平成 25 年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」)

本市の特徴としては、工業プロセス部門からの CO₂ の排出が多いことが挙げられます。これは、石灰石を原料としたセメント工場や日本一の生産量といわれているドロマイトや石灰石を原料とした鉄鋼向け品、化学工業向け品、肥料等を生産している事業所が数多くあるためです。

○目標の設定

国の地球温暖化対策計画における目標年度及び目標値は、次のとおりです。

区分	目標年度	目標値
短期目標	H33(2021)	H17(2005)年度比で 3.8%減 (原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めない。)
中期目標	H42(2030)	H25(2013)年度比で 26.0%減 (H17(2005)年度比で 25.4%減)
長期目標	H62(2050)	80%の減

本地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、国の掲げる中期目標と整合させ、平成 42（2030）年度を最終年度とします。なお、計画期間終了後については、国の掲げる長期目標に向けて次期計画を策定します。

また、本市においては COOL CHOICE 推進宣言を行い、「COOL CHOICE 30 SANO」を掲げ CO₂ の一層の削減を図っています。

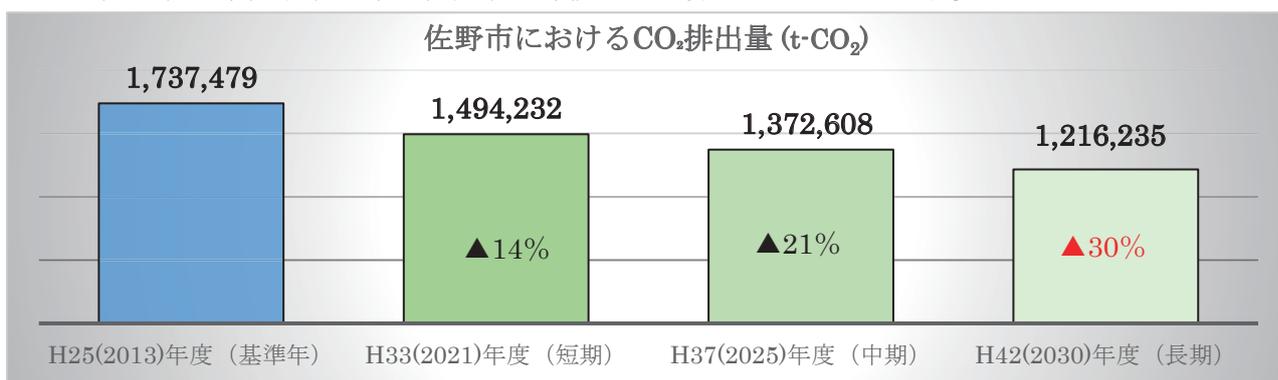
これらのことから、本地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標年度及び目標値は、次のとおりとします。

佐野市における CO₂ 削減目標

平成 42（2030）年度において、
平成 25（2013）年度比 30%削減します。

この削減目標の達成のため定める短期目標、中期目標を含めた CO₂ 排出量は、次のとおりとなります。

なお、短期目標、中期目標は、長期目標値から逆算して求めています。



目標の達成に当たっては、重点協働プロジェクトに掲げる COOL CHOICE 30 SANO の推進等により、市民・事業者・市が一体となって CO₂ の削減に取り組みます。

また、毎年、本市における CO₂ 排出量を推計し市民に公表することとします。

8 重点協働プロジェクト

本計画を推進していく上で特に重要な事項を重点協働プロジェクトとし、市民、事業者との協働により推進していきます。

(1) CO₂削減プロジェクト（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

このプロジェクトは、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で掲げた目標の達成に向けてのものです。

① COOL CHOICE 30 SANO の推進（省エネルギーの推進）

本市は平成 28（2016）年 7 月に県内各市町に先駆け、環境省が提唱する地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」を推進する宣言を行いました。

この宣言では、市民、事業者との協働による取組として

- 地球温暖化問題について市民一人ひとりが理解し、行動につなげることができるよう、広く周知を図ります。
- 家庭における温室効果ガス排出削減に向け、各家庭での省エネ行動の実践を呼び掛けます。
- 業務部門における温室効果ガス排出削減に向け、温暖化対策に資する取組への参加・実践を呼び掛けます。

の 3 項目の推進を掲げています。

また、COOL CHOICE を推進していくに当たってのキャッチフレーズとして、国の目標（26%削減）を上回る 30%削減という目標を盛り込んだ「COOL CHOICE 30 SANO」を掲げ、運動を推進しています。

平成 28（2016）年 8 月に実施された内閣府の世論調査での COOL CHOICE の認知度は 28.1%でした。本市では今後の取組をとおして、COOL CHOICE の認知度の向上を図り、市民や事業者それぞれが地球温暖化防止に資するあらゆる「賢い選択」を行うよう促していきます。



COOL CHOICE とは？（環境省ホームページより）

平成 42（2030）年度の温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」などがクールチョイスです。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SANO の啓発・促進 ・ 佐野市役所地球温暖化対策実行計画の着実な実行（平成 33（2021）年度に、平成 27（2015）年度比 7%の温室効果ガスを削減） ・ 省エネルギー商品普及促進のための、（仮称）エコポイント制度の検討
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SANO への賛同と実践

（市民の取組例）

- クールビズ、ウォームビズを実践します。
- 細かな消灯や主電源のオフを実践するとともに、エアコンを使用する際は、室温が、夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように温度を設定します。
- 近くには、徒歩や自転車で移動するようにします。
- 公共交通機関を利用するなど、マイカーの利用をできるだけ控えます。
- 家庭生活を見直し、電気やガス、水道を適切に使用します。
- 車両や家電等の更新などの際は、できるだけエネルギー効率の良いものにします。
- 家庭内の緑化に努めます。

（事業者の取組例）

- 事業者としてクールビズ、ウォームビズを推進します。
- 細かな消灯、主電源のオフを実践し、エアコンを使用する際は、室温が、夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように温度を設定します。
- 事業所内の設備等の利用を見直し、電気やガス、水道などを適切に使用します。
- 設備更新などの際は、できるだけエネルギー効率の良いものにします。
- 事業所の緑化に努めます。

COOL CHOICE 取組の例（環境省ホームページより）



「クールビズ」は、夏のオフィスの冷房時の室温を 28℃としても快適に過ごせるビジネススタイル全般の愛称です。



「ウォームビズ」は、“寒いときは着る”“過度に暖房に頼らない”ことを基本に、冬のオフィスなどで、室温 20℃で過ごせるビジネススタイル全般の愛称です。



1980年省エネルギー基準の住宅を1999年省エネルギー基準に改築することで、冷暖房によるエネルギー消費量を35%削減することが期待できます。



宅配便の約2割が再配達となっており、再配達により年間42万tのCO₂（山手線内側の面積の2.5倍の杉林が年間に吸収するCO₂に相当）が排出されています。荷物を一度で受け取れるよう、時間帯指定など適切に利用しましょう。

② エネルギーの地産地消

地域にある再生可能エネルギー資源や地域で回収・再生した資源を、地域で利用し、地域の活力に役立てることを目指して、市民が出資等により参加して行う発電事業を含め、再生可能エネルギー発電設備の設置等の推進に取り組むとともに、自治体参加型の新電力供給事業の研究を行います。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー発電設備等の設置の推進・市民参加型の発電（市民発電所）の事業化の検討・エネルギーの地産地消についての研究・自治体参加型の新電力供給事業実施の研究
市民	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所への太陽光発電設備の設置推進

エネルギーの地産地消

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことで、次のようなメリットがあります。

- ・再生可能なエネルギー資源を使うことにより地球温暖化防止に貢献します。
- ・電気代が地域外に出なくなり、経済を地域内で循環させることができます。
- ・雇用創出につながります。
- ・電源の分散化となり、災害に強い電力供給システムとなります。
- ・本市の豊かな森林資源を活用することにより、森林の持つ公益的機能が活性化します。

自治体参加型の新電力供給事業とは？

「新電力」とは、既存の大手電力会社である一般電気事業者とは異なる自由に電力を売買できる特定規模電気事業者のことです。また、既存の発電所ではない所で生み出された電力を指すこともあります。

この新電力を供給する事業に自治体も参加し「地域に根ざした電力小売事業」を展開することにより、「エネルギーの地産地消」にあるようなメリットをその地域で発揮させようとするのが「自治体参加型の新電力供給事業」で、一般的に「自治体 PPS（PPS:Power Producer and Supplier）」といわれており、全国で設立が相次いでいます。

(2) ごみの減量と適正処理、環境美化推進プロジェクト

このプロジェクトは、市民、事業者、市が協働して、ごみの減量と適正処理に取り組み環境負荷を低減するとともに、環境美化活動の推進を図ることにより、水と緑に包まれた豊かで美しい環境を保全するものです。

① ごみの減量化と適正な処理（3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進)

ごみについては、資源の有効利用に配慮した循環型社会の形成を目指し、第一にごみの発生を抑制（リデュース）し、第二にできるだけ再使用（リユース）を行い、第三にごみとして排出されたものを再生資源としての再生利用（リサイクル）を図り、可能な限り資源の循環的な利用を行います。そのため、「佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、容器包装の抑制の啓発、分別の周知徹底、新たな分別の検討、集団回収の支援など、3Rの啓発活動と仕組みづくりを推進します。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの適切な減量、分別、処理の啓発・ 食品ロスの啓発・ リデュース、リユース、リサイクルの促進による循環型社会の構築
市民・事業者共通	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの減量、分別、処理の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化）・ 食べ残し等による食品ロスの削減
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員へのごみの減量、分別、適正な処理の働き掛け・ 小売業者等においては、レジ袋や過剰包装の削減・ 飲食業等においては、食材の有効活用と適正管理、食べ残し等による食品ロスの削減

食品ロスとは？ ※政府広報オンラインより引用

日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の3割にあたる約2,800万トンです。このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、いわゆる「食品ロス」は約632万トンとされています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（年間約320万トン）を大きく上回る量です。また、日本人1人当りに換算すると、「お茶碗約1杯分（約134g）の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。

食品ロスを減らすために、食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していくことが必要です。

とちぎ食べきり15（いちご）運動

栃木県では、食品ロスが多く発生する宴会の開始後・終了前15分は、自席でおいしく料理をいただく「食べきり15（いちご）タイム」とし、食品ロスの削減を推進しています。

本市においても同様の呼び掛けを実施し、食品ロスの削減を推進します。



② 環境美化の推進

佐野市の将来の環境を考えるためのアンケートでは、住まいの周辺環境で気になる点として「周辺環境（ごみ、雑草）」や「空き地、空き家、耕作放棄地」が多く挙げられました。また、環境を守るために取り組むべき課題としては「ごみの散乱や不法投棄の防止」「空き地などの雑草の繁茂、樹木の徒長の防止」が多く挙げられ、住宅の周辺環境の美化への関心の高さが伺われます。

本市では、地域における環境美化活動を顕彰する環境美化活動功労団体等の表彰を行い、市民主体の地域における環境美化活動の活発化を図っていますが、近年、人口減少を主因とした適正に管理されていない空き地・空き家の問題が顕在化していますので、所有者に適正管理を呼び掛けるなどにより、その適正管理を推進していきます。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の環境美化活動の啓発、顕彰、支援・ ごみのポイ捨て防止・ 不法投棄の取締り・ 空き地・空き家等の適正管理の促進
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の環境美化活動の実践・ 空き地・空き家等の適正管理の実施・ ごみの適正処理の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の環境美化活動の実践、支援・ 事業所等における環境美化の推進・ ごみの減量、分別の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化）

(3) 市民活動プロジェクト

このプロジェクトは、地域の良好な環境を将来にわたって保全していくために、自然環境学習活動の活性化とネットワークの構築を目指すものです。

① 自然環境学習プログラムの充実

自然環境と調和し自然の恵みを大切にする自然共生型の社会を形成し、生物多様性^{*1}を確保していくためには、自然への親しみと理解が必要となります。

より多くの人、特に本市の将来を担う子どもたちが、水や緑に親しみ、人と自然との関わりや環境の成り立ちについて学び、自然を大切にする心と文化が育まれることを目指して、自然環境についての学習、体験活動などを実施します。

また、sano eco キッズ（サノエコキッズ）^{*2}の支援をとおして、自然環境学習プログラムの充実を図ります。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境の保全、啓発・ 自然観察会等の開催、周知、広報
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境の保全・ 自然観察会等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境の保全・ 自然観察会等の開催、協力、参加

^{*1} 生物多様性：生きものの環境や生態系、生物種、遺伝子が多様であること。

^{*2} sano eco キッズ（サノエコキッズ）：佐野市環境ネットワーク会議の下部組織であり、小学1年生から中学生の子どもたちを対象とした団体。自然観察会や芋掘り体験など環境に関する様々な活動をとおして、自ら学び・考え・行動することにより、地球環境の大切さを感じる心を育むとともに地域の環境保全の環が広がることを目的として活動している。

② ネットワークの充実

地域の環境を保全していくためには、市民や事業者の自主的な活動と、人々が交流するネットワークが必要不可欠です。

このため、環境保全、環境学習、農林業、環境ビジネスなど、様々な立場から環境に関わる人々が交流する場として佐野市環境ネットワークが組織されていますが、今後、一層の知恵や活力が生まれることを目指して、その充実を図ります。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・ 環境に関する活動をする市民・事業者の支援・ SNS等を活用した環境に関する情報発信・ 市民・事業者と協働による環境への取組の実施
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 環境に関する活動への協力や参加・ 環境に関する情報発信等による、町会や市民団体といった活動団体や市・事業者との連携・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 環境に関する活動への協力や参加・支援・ 他の事業者や活動団体、市との連携による環境保全活動の推進

9 環境配慮指針

○ 基本目標別における市民・事業者の環境配慮指針

ここでは、本計画における四つの基本目標ごとの環境配慮指針を示します。

基本目標	環境配慮指針
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SANO に賛同し、実践します。 ・ できるだけ環境負荷の少ない商品等を購入します。 ・ できるだけ公共交通機関を利用します。 ・ 省エネルギー、再利用等を意識します。 ・ 低公害車を利用します。 ・ 太陽光発電設備等を導入します。 ・ 設備の更新時には、環境に配慮した省エネルギー設備等を導入します。
自然とともに生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材や農産物の地産地消に努めます。 ・ 本市が持つ美しい森林や里地・里山、農地、河川に誇りと親しみを持ちます。 ・ 所有する森林、里地・里山、農地を適切に管理し保全します。 ・ 下草刈りをするなど、獣害が発生しにくい環境をつくります。 ・ 美しい景観を保持できるよう周辺環境に配慮します。 ・ 地域で行われる環境保全や緑化活動に参加します。
快適で安心・安全に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車を利用します。(再掲) ・ 近隣迷惑となる野外焼却は行いません。 ・ 排水は適切に処理し、有害物質等の流出を防止します。 ・ 対象区域内では、下水道等を利用します。 ・ 浄化槽使用においては、定期的に点検・清掃を行います。 ・ 有害物質や危険物の発生を抑制し、規制を順守し、適正に処理します。 ・ 家庭生活や事業活動等で生じる騒音や振動、悪臭を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 自宅や事業所の環境美化だけでなく、周辺環境や地域の環境美化を推進します。
環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習等の講座に積極的に参加します。 ・ 環境面で活動する団体に参加、協力します。 ・ 環境学習等の講座を支援します。

○ 各ゾーン別における、市民・事業者の環境配慮指針

本市の土地利用については、第2次佐野市総合計画において、次の基本方針が定められています。

土地利用の基本方針

- ① 地域の特性を活かした土地利用を推進します。
- ② 新たな産業基盤の整備を図ります。
- ③ 賑わいと魅力のある中心市街地及び周辺地域のコミュニティ拠点の整備を図ります。
- ④ 貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
- ⑤ 定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ⑦ コンパクトシティ構想による全市・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧ 山や河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。

第2次佐野市総合計画では上記の基本方針の下、「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、市の均衡ある発展を目指すため、土地利用の基本方針に基づき、市域を、市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めていきます。

ここでは、この基本方針に基づき、各ゾーンにおける環境配慮指針を示します。

第2次佐野市総合計画における土地利用構想図



(1) 都市核・市街ゾーン 優先事項：生活環境の保全

道路や公園・緑地、下水道等の整備及び維持管理に努め、居住環境や産業機能の整備充実を図ります。

環境面においては、道路等における緑化を推進し、公園の適切な整備・保全を行うとともに、事業者等による生産活動による公害の防止に努めます。

基本目標	環境配慮指針
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SAN0 に賛同し、実践します。 ・ 再生可能エネルギーを利活用します。 ・ 省エネルギーを実践し、エネルギーを有効利用します。 ・ 低公害車を利用します。 ・ 公共交通機関を利用します。
自然と共に生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川愛護活動に参加します。 ・ 緑化を推進します。
快適で安心・安全に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車を利用します。(再掲) ・ 大気環境の保全を図ります。 ・ 下水道への接続を行います。 ・ 河川等の水質を保全します。 ・ 適正処理を行わない工場排水や生活排水等の河川への流入を防止します。 ・ 土壌汚染、地盤沈下を防止します。 ・ 騒音、振動、悪臭を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 不法投棄を行いません。 ・ 環境美化を推進します。
環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境イベント等に参加します。 ・ 環境情報を市と共有します。 ・ 環境関連団体等と連携します。

(2) 田園・集落ゾーン 優先事項：自然環境（農地、里地・里山）の保全

首都圏に位置する立地優位性を活かして、消費者ニーズに即した農業の展開を図ることを基本に、優良農地の保全及び確保を図ります。

また、田園と集落が共存する地域には、生活排水処理設備の設置を進めるなど、生活環境の改善を図るとともに、活力ある農業地域づくりを進めます。

なお、一定の条件を満たす地域においては、周辺環境と調和し、無秩序な市街化を促進しない範囲で、地域の活性化につながる土地の有効利用について、調整を図ります。

環境面においては、農地と里地・里山の保全を図るとともに、自然学習会等により自然環境に触れ合う機会を作り、良好な環境を未来へ引き継ぐための環境保全の機運を高める場として活用します。

基本目標	環境配慮指針
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SANO に賛同し、実践します。 ・ 自然環境との調和を図りながら、再生可能エネルギー発電設備等を導入します。 ・ 省エネルギーを実践し、エネルギーを有効利用します。 ・ 低公害車を利用します。 ・ 公共交通機関を利用します。
自然と共に生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による農林産物への被害を防止します。 ・ 里地・里山を保全します。 ・ 多面的機能を有する農地を保全し、農業を振興します。 ・ 農地の有効利用と耕作放棄地の解消を図ります。 ・ 農薬や化学肥料を適正に使用します。 ・ 動植物の生息環境を保全します。 ・ 河川愛護活動に参加します。 ・ 佐野市景観計画に基づき景観を保全します。
快適で安心・安全に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車を利用します。(再掲) ・ 違法な野外焼却を行いません。 ・ 河川の浄化機能、水質を保全します。 ・ 下水道への接続や合併処理浄化槽を設置します。 ・ 土壌汚染・地盤沈下を防止します。
快適で安心・安全に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、悪臭を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 不法投棄を行いません。 ・ 環境美化を推進します。
環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察会や自然体験活動等に参加します。 ・ 環境情報を市と共有します。 ・ 環境関連団体等と連携します。

(3) 森林ゾーン 優先事項：自然環境（森林）の保全

このゾーンでは森林等の保全を優先することとして、自然環境の保全、森林資源の維持・造成を図り、また、適正な管理に努め、土砂災害防止、水源かん養、地域環境・生物多様性の保全等の森林の有する多面的機能の維持を推進します。

森林の利用転換については、災害防止や地球環境・自然環境の保全、さらには保健休養機能など森林の持つ多面的機能の維持・増進に留意しながら、周辺地域との調整を図ります。

基本目標	環境配慮指針
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 30 SANO に賛同し、実践します。 ・ 木質バイオマス発電等による間伐材の活用を検討します。 ・ 省エネルギーを実践し、エネルギーを有効利用します。 ・ 低公害車を利用します。
自然と共に生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能を有する森林や、里地・里山を保全します。 ・ 林業の振興を図ります。 ・ 野生鳥獣による農林産物の被害を防止します。 ・ 動植物の生息・生育環境を保全します。 ・ 佐野市景観計画に基づき景観を保全します。
快適で安心・安全に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低公害車を利用します。(再掲) ・ 河川の浄化機能、水質を保全します。 ・ 土壌汚染を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 不法投棄を行いません。 ・ 環境美化を推進します。
環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション施設などを環境教育、環境学習の場として活用します。 ・ 自然体験、学習型の観光（エコツアーリズム）に参加します。 ・ 環境情報の共有化を図ります。 ・ 環境関連団体等と連携します。

○各事業別における市民・事業者の環境配慮指針

事業の形態は、その業種により多種多様です。ここでは、業種別の環境配慮指針を示します。

業種	環境配慮指針
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程・品質管理・流通管理を徹底し、使用原料や廃棄物の減量に努めます。 ・ 包装資材の簡易化を図ります。 ・ 環境負荷の少ない材料を選び、環境負荷の少ない商品を製造します。 ・ 化学物質など有害物質を扱う事業者においては、適切に処理し、外部に悪影響を出しません。 ・ 騒音・振動・悪臭・濁水などの問題を起こしません。 ・ 敷地内の配置を見直し、緑化に努めます。 ・ 熱を発生する事業者においては、熱の有効活用を推進します。 ・ 水を使用する事業者においては、水の有効利用を推進します。 ・ 資材の地産地消に努めます。
建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ないものをつくれるよう、発注者と協議します。 ・ 建設資材はリサイクル材など、環境に配慮した資材を利用するようにし、有害化学物質等を含まないものを利用します。 ・ 工事施工中においては、騒音や粉じん、汚水や振動などがなるべく生じないよう適正な管理を行います。 ・ 建設残土や廃棄物、廃材等は適正に処理し、再資源化に努めます。 ・ 設計においては、発注者と協議し自然景観に配慮します。 ・ 土地の造成にあたっては、緑地を保全するとともに、できるだけ緑地をつくるようにします。
鉱業・採石業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降下ばいじんの発生を抑制します。 ・ 関連運送会社へエコドライブを呼びかけます。 ・ 騒音トラブルが発生しないよう留意します。 ・ 生産で生じる熱の再利用に努めます。 ・ 生産時に使用する水の再利用に努めます ・ 運搬時に道路への落石を防止します。 ・ 近隣住民との間にトラブルが生じないよう、相互理解を深めます。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料、農薬による環境負荷を低減し、地球温暖化防止と生物多様性の維持に配慮します。 ・ 農業資材は環境に配慮した資材を購入し、利用します。 ・ 優良農地の集約化を進め、適正な農地管理を行います。 ・ 畜産においては、家畜糞尿の再資源化や畜産で生じる臭気を減少される飼料を利用するとともに、適正な汚水処理を行います。

業種	環境配慮指針
林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や里地・里山を計画的に管理します。 ・ 地元木材の価値化に取り組むとともに、間伐木材の有効利用について検討します。
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理法やメニューの工夫等により、食品ごみの減少に努めます。 ・ 発生した生ごみなどは肥料化、飼料化に努めます。 ・ 洗剤は環境に配慮したのを使います。 ・ 油類は紙などでふき取るほか、オイルトラップなどを使い、排水に流れないようにします。 ・ ごみの分別を徹底し、ごみの削減・再資源化に努めます。 ・ 調理場や店内での省エネルギーに努めます。 ・ 「食品ロス」が生じないよう、メニュー等を改善します。
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装に努めます。 ・ エコバッグの利用を推奨します。 ・ 食品を加工する際に生じる食品ごみを少なくするとともに、発生したごみの有効利用に努めます。 ・ 店舗で販売したものを積極的に回収し、リサイクルにつなげます。 ・ 仕入れを管理し、廃棄物が出ないようにします。
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブに努めます。 ・ 効率の良い運行管理を行います。 ・ 梱包材などについては、環境に配慮した資材を利用します。 ・ 車両更新時などは低公害車を選ぶようにします。

10 計画の進行管理

計画の推進及び進行管理については、毎年実施している市政アンケートの数値や、各課で実施している事業の成果を数値化することで評価します。

(評価)

- ① 佐野市環境審議会
環境基本計画のほか、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議します。
- ② 佐野市環境ネットワーク会議
環境基本計画の推進への協力、人材育成、情報の共有を行い、各主体間の連携強化を図ります。
- ③ 佐野市環境保全推進委員会
環境基本計画の各種施策について評価します。

(進行管理)

P D C Aサイクルにより計画を進行管理します。

- ・ 毎年度実施する市政アンケート等により、指標を図ります。
- ・ 各種施策に結び付けたチェックシートを作成し、各課等で行われている年度実績等を把握します。
- ・ 環境政策課でシートの内容を確認し、環境基本計画における進捗状況や改善点を把握します。
- ・ 年度ごとの状況をホームページ等で公表します。
- ・ 改善点等を検討し、各種施策に反映します。

なお、重点協働プロジェクトについては、年度中であっても進行状況を調査し、推進に取り組めます。

○P D C Aサイクルとは？

P l a n	計画に基づく実施計画の立案
D o	事業の実施
C h e c k	実施結果の取りまとめ、自己評価、公表
A c t i o n	再検討、修正等

資料編

1. 佐野市環境基本条例

平成23年3月23日
条例第10号

佐野市は、古く万葉集に詠（うた）われた秀麗な三叢山や安蘇の河原、戦国時代の唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれ、この美しい自然環境は、訪れる人々に潤いとやすらぎを与えている。

しかしながら、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、いつしか、自然の恵みの尊さを見失いがちとなった。気付けば、地球温暖化という人類の危急にして、大変困難な問題に直面している。

「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」この信念を貫いた「田中正造」は、環境問題の先駆者であり、郷土の誇りである。

今、正に、この言葉から私たちの生活の在り方が地球環境に深くかかわっていることを想起し、一人一人の知恵と努力、参加と協働によって持続可能な社会を形づくり、かけがえのない自然環境を未来に継承していくため、新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、環境の保全及び創造に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。
- (3) 低炭素社会 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の少ない産業及び生活様式が構築された社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会及び低炭素社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民及び滞在者の公平な役割分担の下で相互に連携しつつ、適切に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全及び創造に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となることを抑制すること。

(2) その事業活動に係る製品その他の物が循環資源となった場合には、これについて適正に循環的な利用（循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。以下同じ。）が行われること。

(3) 循環的な利用が行われない循環資源については、その適正な処分が図られること。

(4) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在期間において、環境への負荷の低減に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 第4条第1項の施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、里地、里山、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 潤いのある都市の景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(6) エネルギーの有効利用、循環資源の循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の促進を図ること。

(7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、佐野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策の実施状況を明らかにするために報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、事業者、市民及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるため、家庭、学校、事業所等において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が市の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の支援を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況その他の必要な事項について調査研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、その機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全に対する市の責務)

第21条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(地球温暖化防止に対する市の責務)

第22条 市は、地球温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地球温暖化防止に対する事業者等の責務)

第23条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 滞在者は、その滞在期間において、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、市長の附属機関として、佐野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民生活部の所管に属する事務を担当する副市長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(佐野市環境審議会条例の廃止)

2 佐野市環境審議会条例(平成17年佐野市条例第154号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する佐野市環境基本計画は、第9条第1項の規定により定められたものとみなす。

4 附則第2項の規定による廃止前の佐野市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた佐野市環境審議会は、第24条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第24条第4項の規定により審議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2. 策定経過

平成 29 年 7 月 3 日 (月) 第 1 回佐野市環境基本計画策定市民懇談会
 平成 29 年 8 月 22 日 (火) 第 2 回佐野市環境基本計画策定市民懇談会
 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 第 1 回佐野市環境審議会
 平成 29 年 11 月 10 日 (金) 第 1 回佐野市環境基本計画策定委員会
 平成 29 年 11 月 27 日 (月) 第 2 回佐野市環境基本計画策定委員会
 平成 29 年 11 月 28 日 (火) 第 2 回佐野市環境審議会
 平成 29 年 12 月 20 日 (水) 第 3 回佐野市環境基本計画策定委員会
 平成 29 年 12 月 21 日 (木) 第 3 回佐野市環境審議会

3. 策定体制

(1) 佐野市環境審議会

区 分	氏名 (敬称略)	団体名等
学識経験のある者	◎林 一宣	佐野市医師会顧問
	藤波 一博	佐野商工会議所副会頭
	大芦 宏	佐野農業協同組合代表理事組合長
	津久井 三郎	佐野市環境衛生委員協議会副会長
	○上岡 昭子	男女共同参画ネットワークさの事業部長
	上岡 裕	NPO法人エコロジーオンライン理事長
	新井 富夫	みかも森林組合代表理事組合長
	田口 博一	佐野市環境ネットワーク会議
	吉澤 淨	栃木県鉱山保安研究会事務局長
	穂積 元	佐野短期大学総合キャリア教育学科教授
市議会議員	亀山 春夫	
	田所 良夫	
	久保 貴洋	
関係行政機関の職員	曾部 保	栃木県県南環境森林事務所環境部長
佐野市副市長	落合 正	

◎ 会長 ○ 副会長 任期：平成 31 年 9 月 30 日まで

(2) 佐野市環境基本計画策定市民懇談会

区 分	氏名 (敬称略)	所属
公募に応じた者	◎吉田 登志幸	
	赤堀 雅人	
	長島 恭代	
	大和田 正勝	
市民団体又は事業所の推薦を受けた者	坂井 正巳	佐野商工会議所
	内海 一男	佐野農業協同組合
	○高橋 清	佐野工業団地総合管理協会
	中里 聡	佐野市建設業協会
	野尻 弘	佐野市設備業協同組合
	亀田 優	みかも森林組合
	森川 嘉洋	栃木県石灰工業組合
	菊地 福次	東京電力パワーグリッド株式会社 (栃木南支社)
	中村 進	佐野ガス株式会社
	松本 常治	佐野市あそ商工会
学識経験者	寺尾 裕之	栃木県南環境森林事務所

◎ 会長 ○ 副会長

佐野市環境基本計画策定市民懇談会設置要綱

平成19年11月16日
告示第223号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画 (以下「環境基本計画」という。) 又はその変更の策定に当たり、市民、事業所等の意見を環境基本計画に反映させるため、佐野市環境基本計画策定市民懇談会 (以下「市民懇談会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民懇談会は、環境基本計画に関する事項について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民懇談会は、委員20人以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体又は事業所の推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、環境基本計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後又は委員の任期満了後最初に開かれる市民懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日以後又は委員の満了後最初に開かれる部会の会議は、第7条第7項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則(平成29年10月24日告示第216号)

この訓令は、平成29年10月24日から施行する。

(3) 佐野市環境基本計画策定委員会

佐野市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成19年10月24日

訓令第30号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の策定又はその変更を行うため、佐野市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、環境基本計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民生活部長を、副委員長は環境政策課長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成29年10月24日訓令第20号)

この訓令は、平成29年10月24日から施行する。

別表(第3条関係)

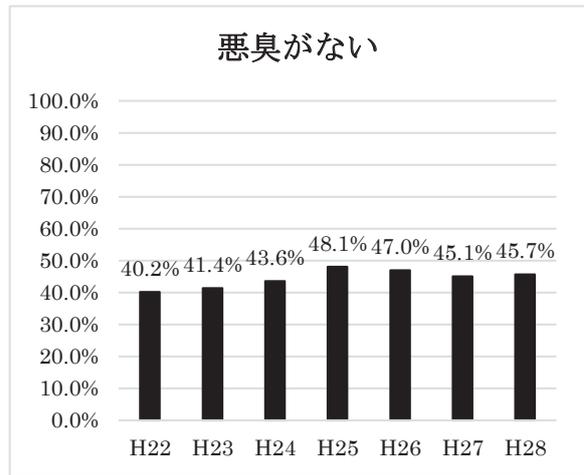
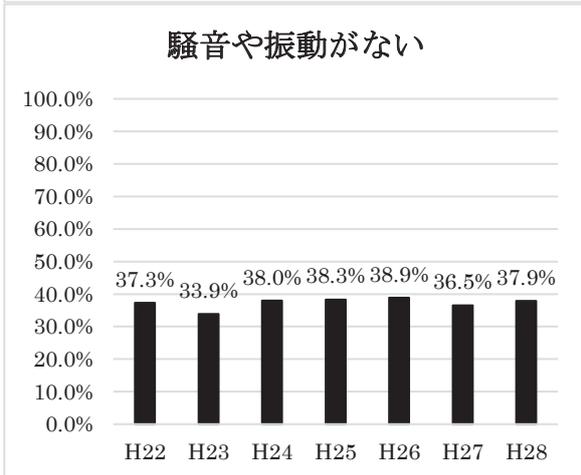
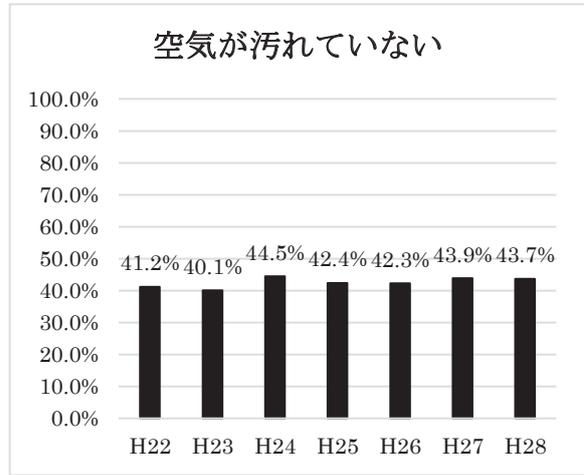
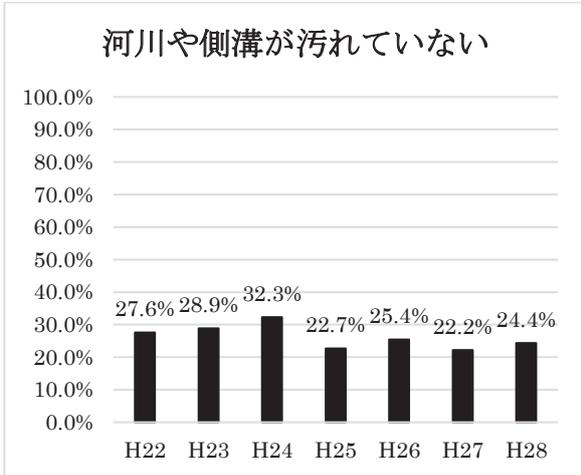
政策調整課長 行政経営課長 市民活動促進課長 クリーン推進課長 社会福祉課長 医療保険課長
商工・企業誘致課長 農政課長 農山村振興課長 観光立市推進課長 都市計画課長 都市整備課長
道路河川課長 下水道課長 農業委員会事務局参事又は副参事 水道局総務課長 教育総務課長
学校教育課長 生涯学習課長

○市政に関するアンケート等の結果

市政に関するアンケート

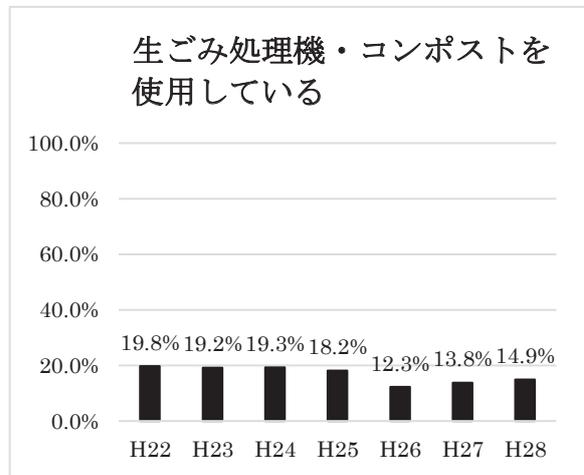
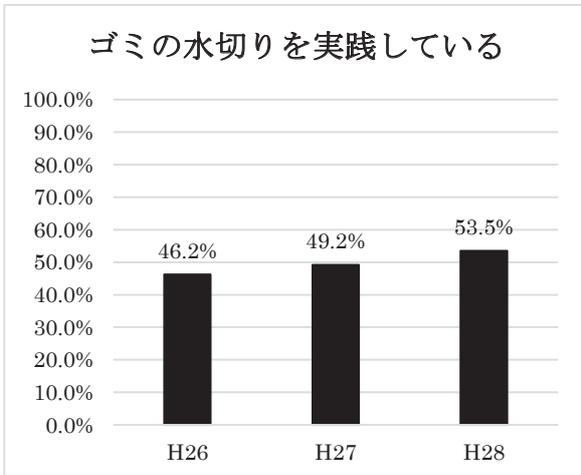
①生活環境関連について

住んでいる地域の生活環境について、「そう思う」「だいたいそう思う」と思っている人の割合の推移は、次のとおりです。

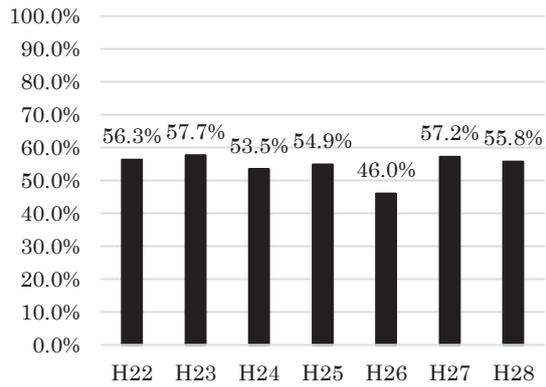


②日常生活における環境実態について ※P. 23 に掲載したもの以外

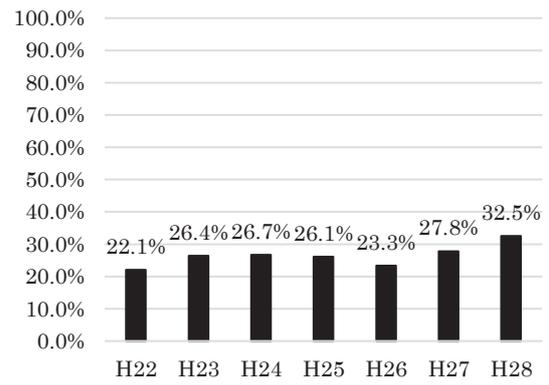
「そのようにしている」と回答した人の割合の推移は、次のとおりです。



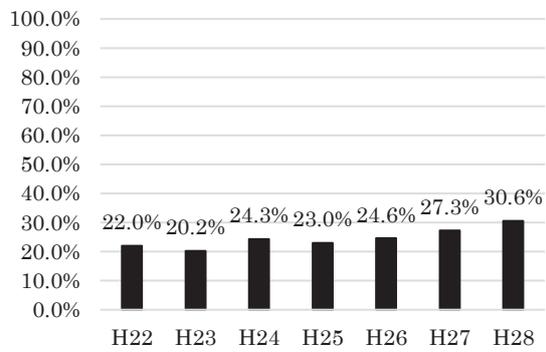
マイバックなどを使用している



低燃費・低公害車を使用している



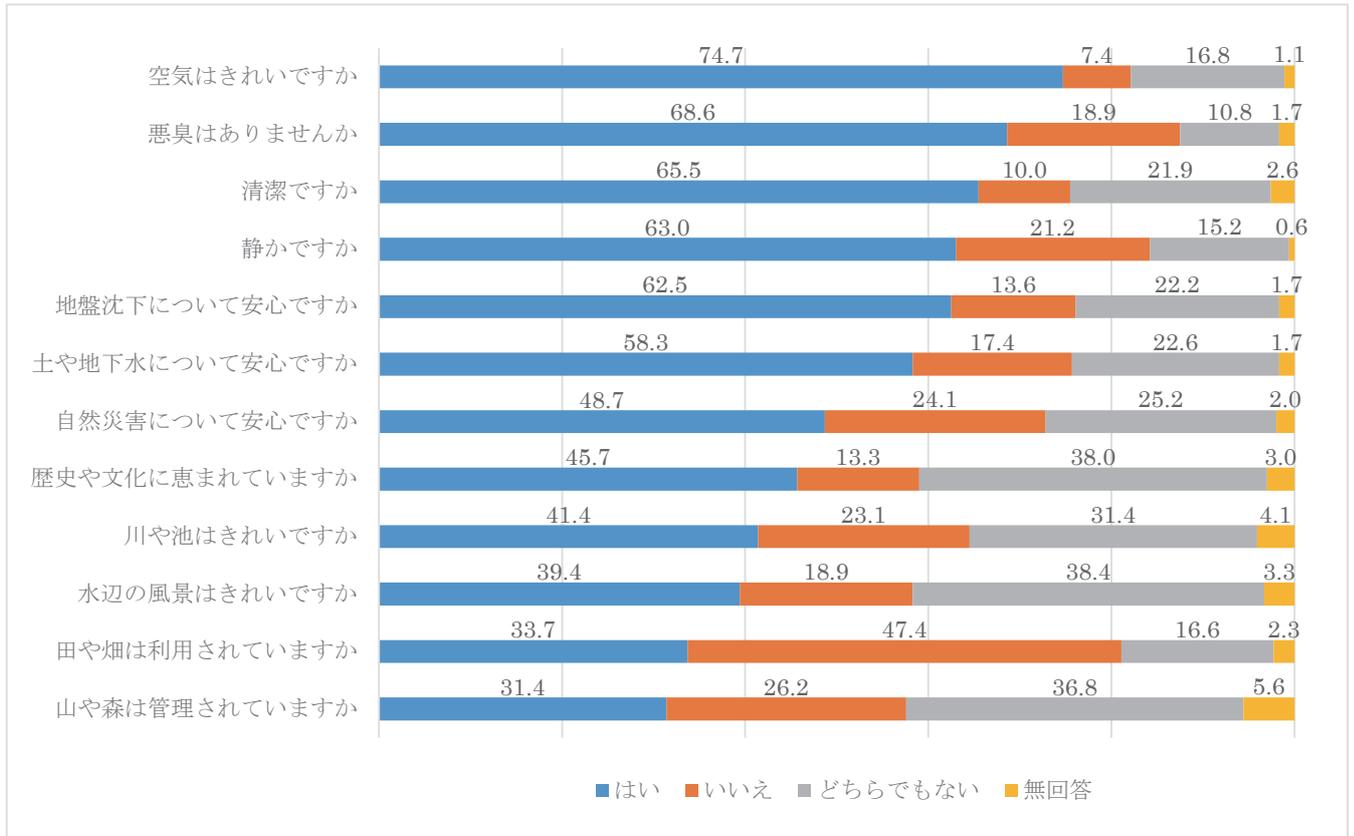
アイドリングストップを実践している



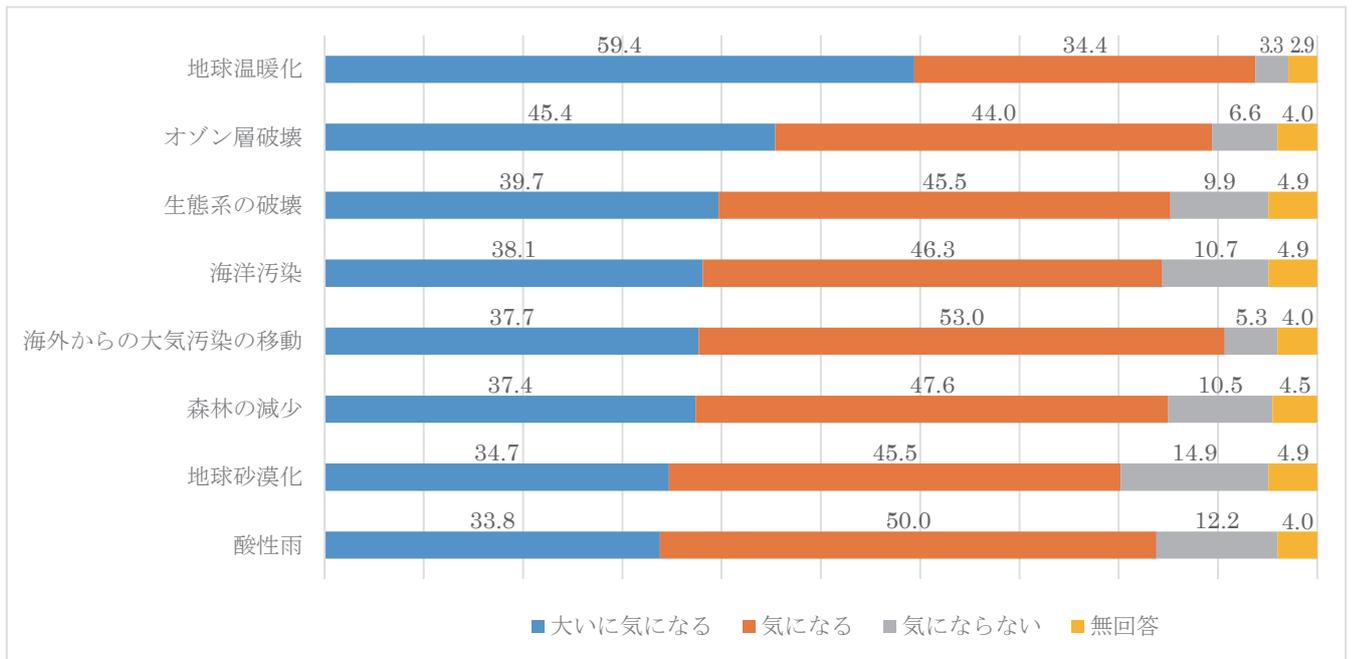
佐野市の将来を考えるためのアンケート

I 市民アンケート

(1) 普段、住まいの周辺環境についてどのように感じていますか。※項目ごとに一つを選択

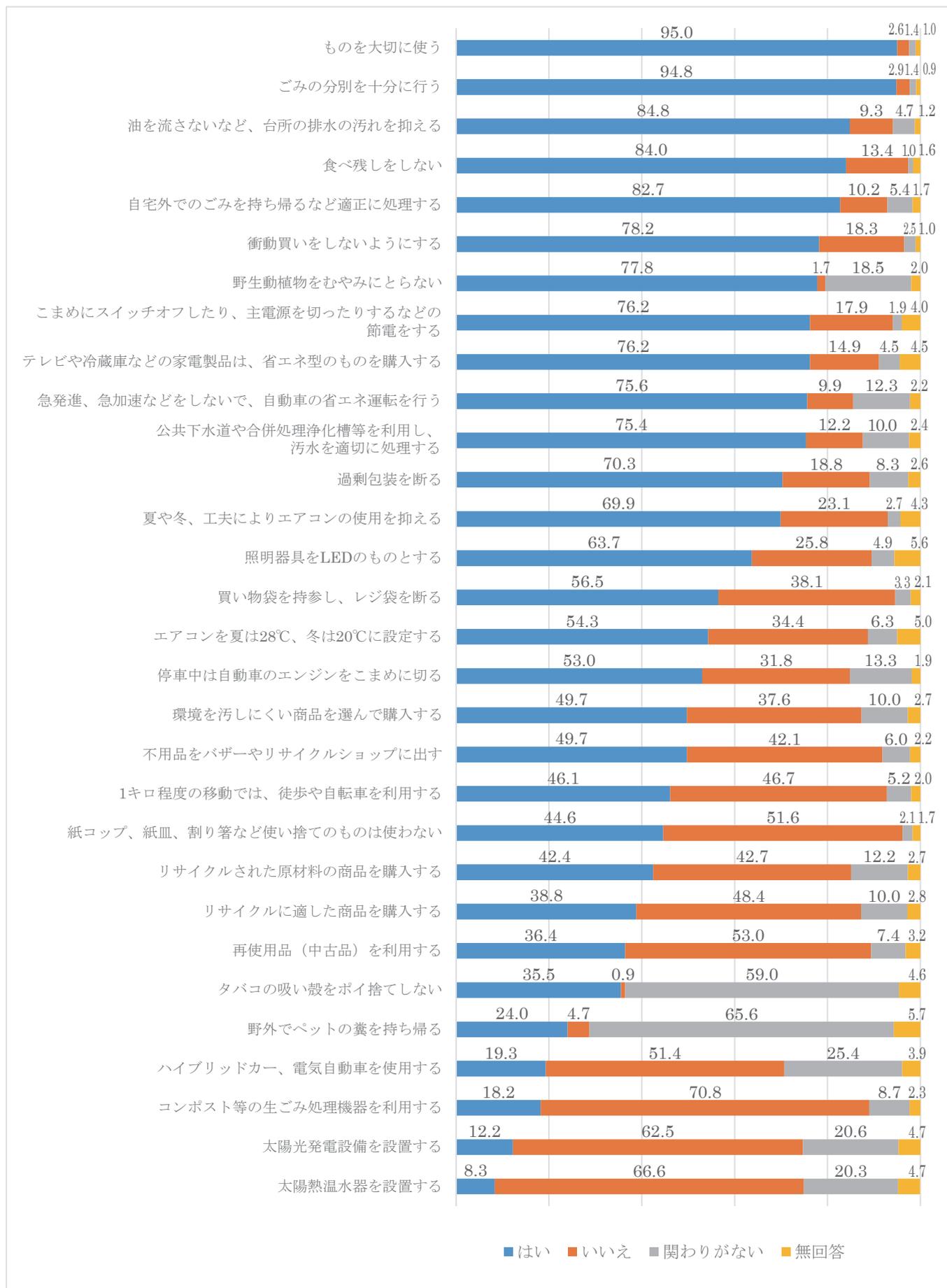


(2) 地球環境についてどのように感じていますか。※項目ごとに一つを選択

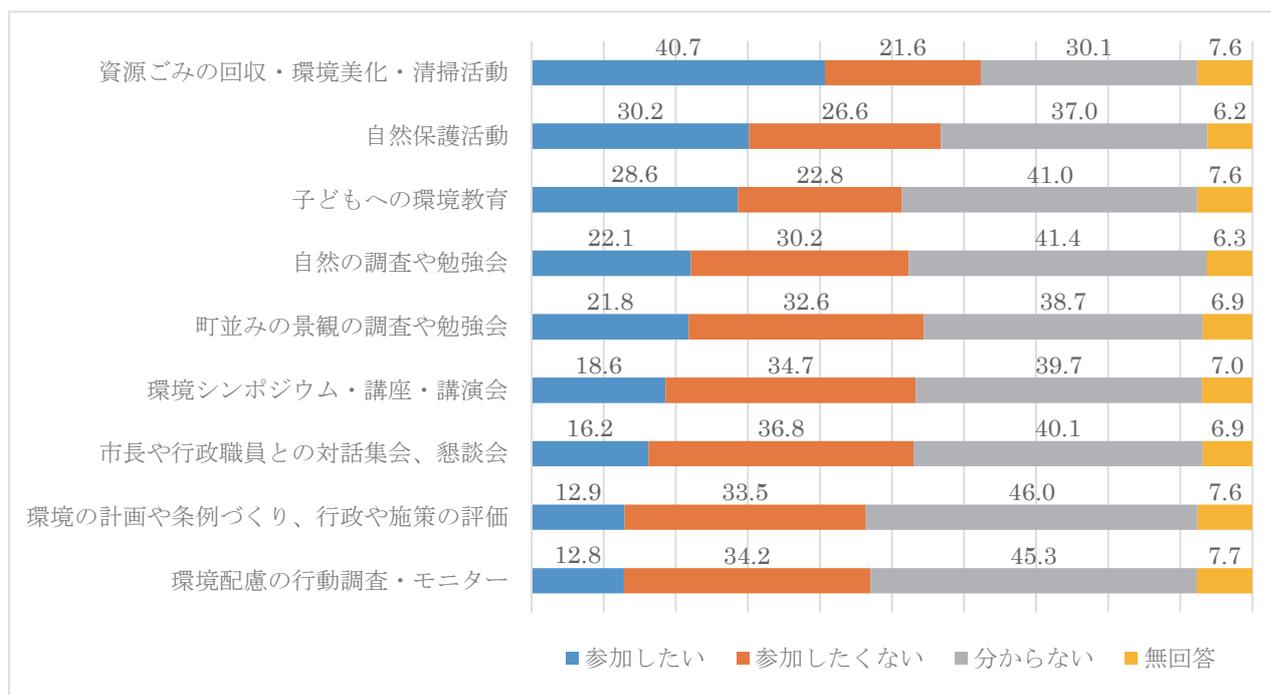


(3) 住まいの周辺環境で気になることについて (記入式) ※P. 24 に掲載

(4) 日常生活における取組について ※項目ごとに一つを選択



(5) 環境関連の活動への参加について ※項目ごとに一つを選択



(6) 社会的な環境保全活動への関心や意欲について ※次のいずれか一つを選択

今は活動していないが、良いきっかけがあれば体験してみたい	54.73%
関心や意欲がない	27.36%
団体やグループによる環境保全活動に参加している	8.17%
今は活動していないが、将来は団体やグループ活動に参加するつもりである	1.58%
無回答	8.17%

(7) 環境問題への取組における課題について ※該当するもの全てを選択

忙しくて暇がない	38.40%
何をしたらいいか分からない	37.39%
環境問題についての情報が不足している	35.67%
金銭的な負担	23.93%
参加の場がない	21.63%
環境問題の内容が分からない	20.20%
仲間がない	19.05%
その他	5.01%

※割合 (%) 欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

(8) 環境を守るための役割分担について ※次のいずれか一つを選択

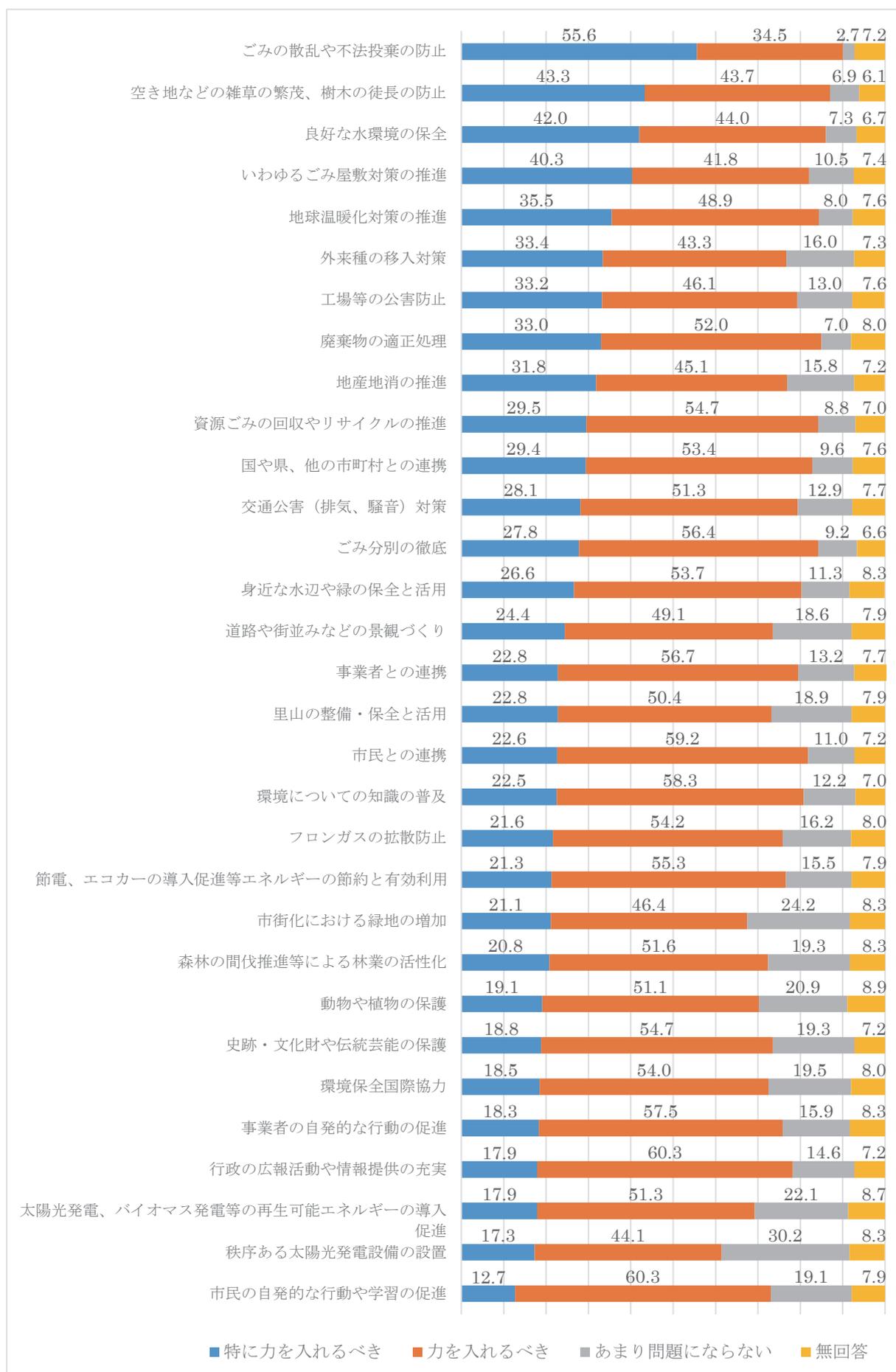
まず、行政が環境を守るための仕事をし、市民や事業所はそれに協力する	32.66%
行政、市民、事業所が協力して環境を守るための仕事を進めていく	32.66%
市民一人一人が主体的に取り組むとともに地域活動に参加し、行政はその支援をする	21.06%
事業所が率先して行う	5.73%
その他	1.58%
無回答	6.30%

(9) 環境を守るための金銭的負担や労力の負担について ※該当するもの全てを選択

地域活動を通じて労力を提供する	54.15%
多少不便でもライフスタイルを変える努力をする	37.82%
金銭的負担をしてもよい	17.19%
全て税金ですべきだ	15.62%
何もしなくてよい	2.01%
その他	4.01%

※割合（％）欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

(10) 環境をよくするために取り組むべき課題について ※項目ごとに一つを選択



(1 1) 近所の建物や風景で「美しい」「大切にしたい」と感じる場所について
 身近にある場所のほか、唐沢山、三轟山、出流原弁天池、秋山川などが多く挙げられました。

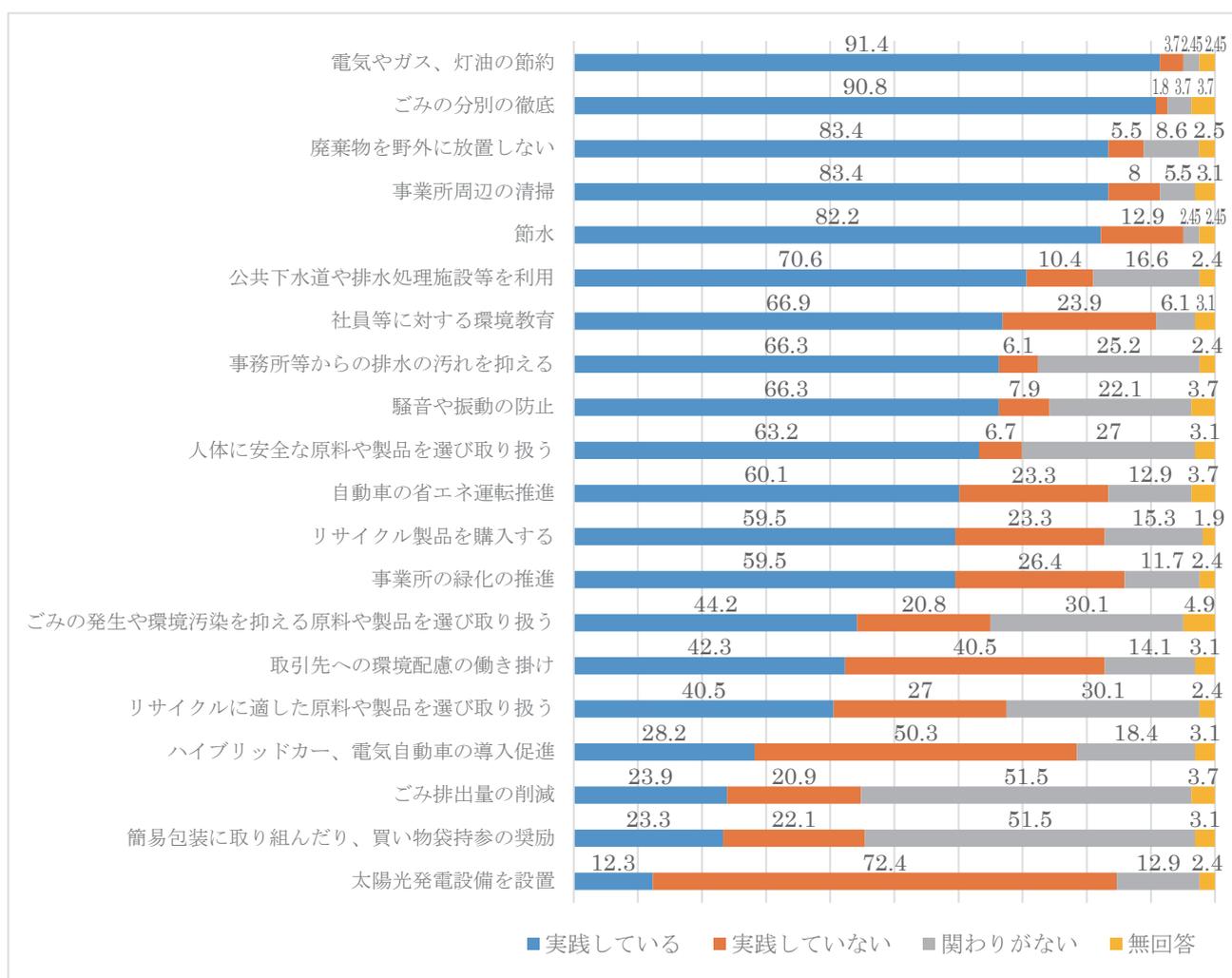
(1 2) 自由意見 ※記入式

210 人から 251 件の意見がありました。大まかに分類した結果は、次のとおりです。

主な分類	件数
住まいの周辺の環境について	84
ごみ関係の処理について	39
空き家・空き地について	18
環境学習について	12
太陽光発電設備等について	11
鳥獣害について	6
環境全般に関する提言・意見について	81

II 事業者アンケート

(1) 普段の事業活動において実践している取組について ※項目ごとに一つを選択



(2) 環境保全への取組について ※該当するもの全てを選択

ISO14001 を取得している	17.18%
ISO14001 等の考え方を取り入れて、環境管理・監査システムは導入するが、認証の取得までは現時点では考えていない	9.20%
行政・住民との環境（公害等）に関する協定を締結している	4.29%
行政・住民との環境（公害等）に関する協定の締結を検討している	1.84%
ISO14001 の取得を5年以内に考えている	0.61%
その他	5.52%
特に取り組んでいない	61.35%

※割合（%）欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

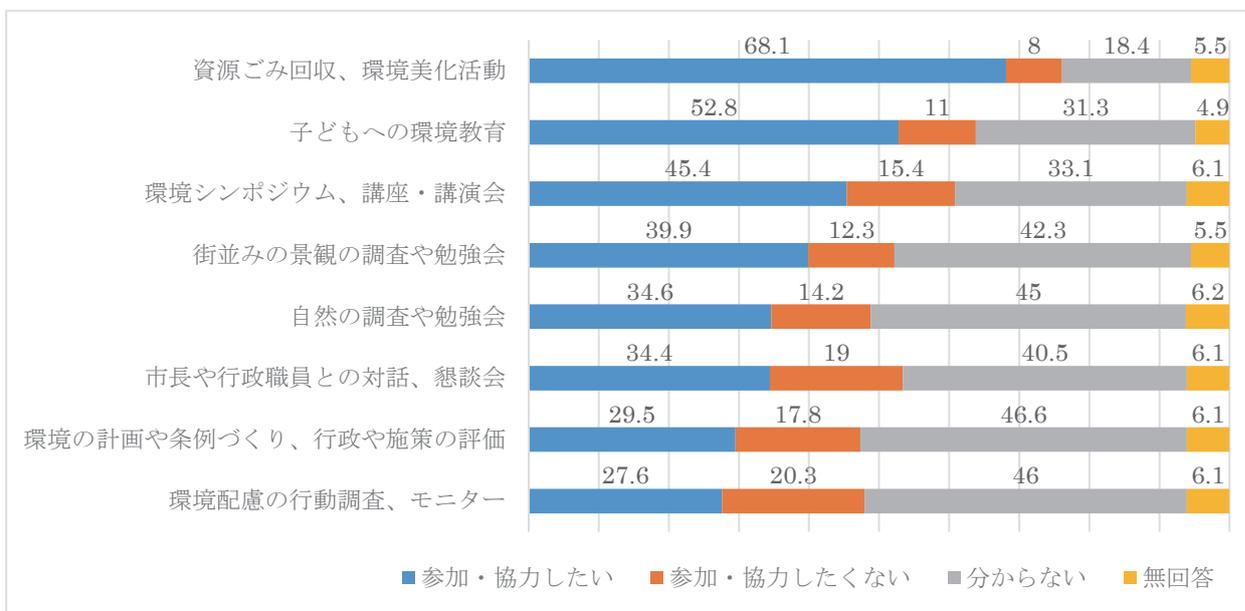
(3) 環境問題に取り組む際に必要なものについて ※特に必要なもの二つを選択

環境改善のための資金	42.86%
環境改善のための補助金等の情報	39.29%
環境改善技術の情報	27.98%
行政の環境対策に関する計画についての情報	19.64%
リアルタイムでの周辺地域の環境情報	19.64%
その他	2.98%

※割合（%）欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

(4) 関心のある環境保全活動への関心について ※P. 25 に掲載

(5) 環境関連の活動への参加・協力について ※項目ごとに一つを選択



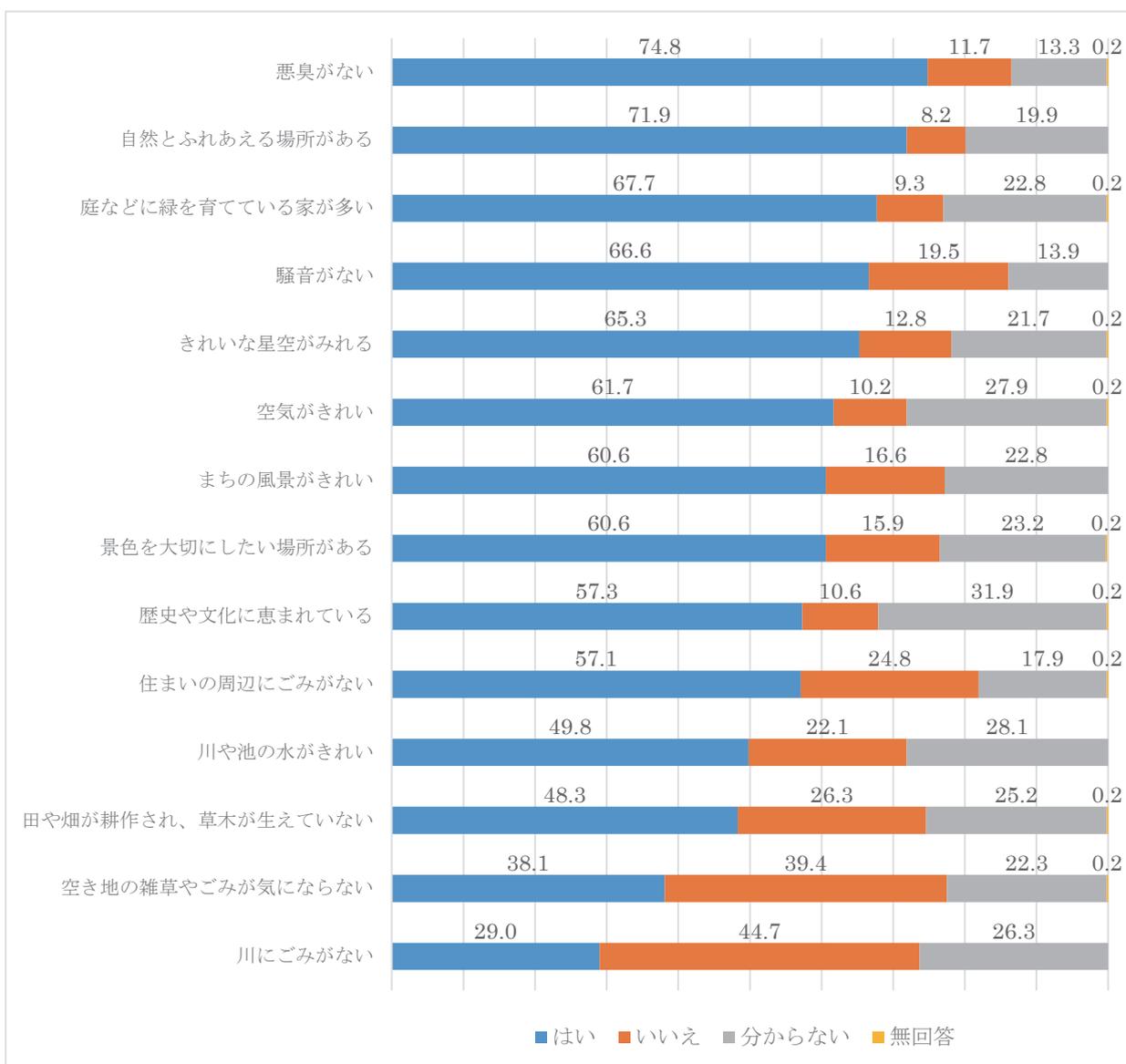
(6) 電力や燃料の使用量、廃棄物量の状況について ※P. 25 に掲載

(7) 自由意見 ※記述式

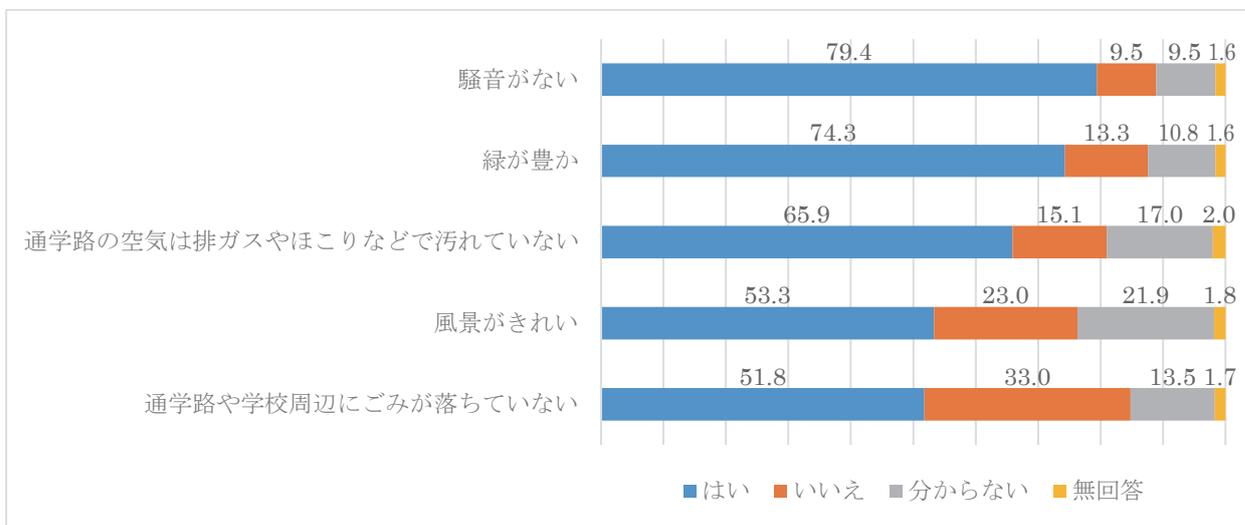
条例等が改正になった際や環境に関する課題への対応等のセミナーの開催や、子どもに対する環境教育の重要性等の意見がありました。

Ⅲ 中高生アンケート

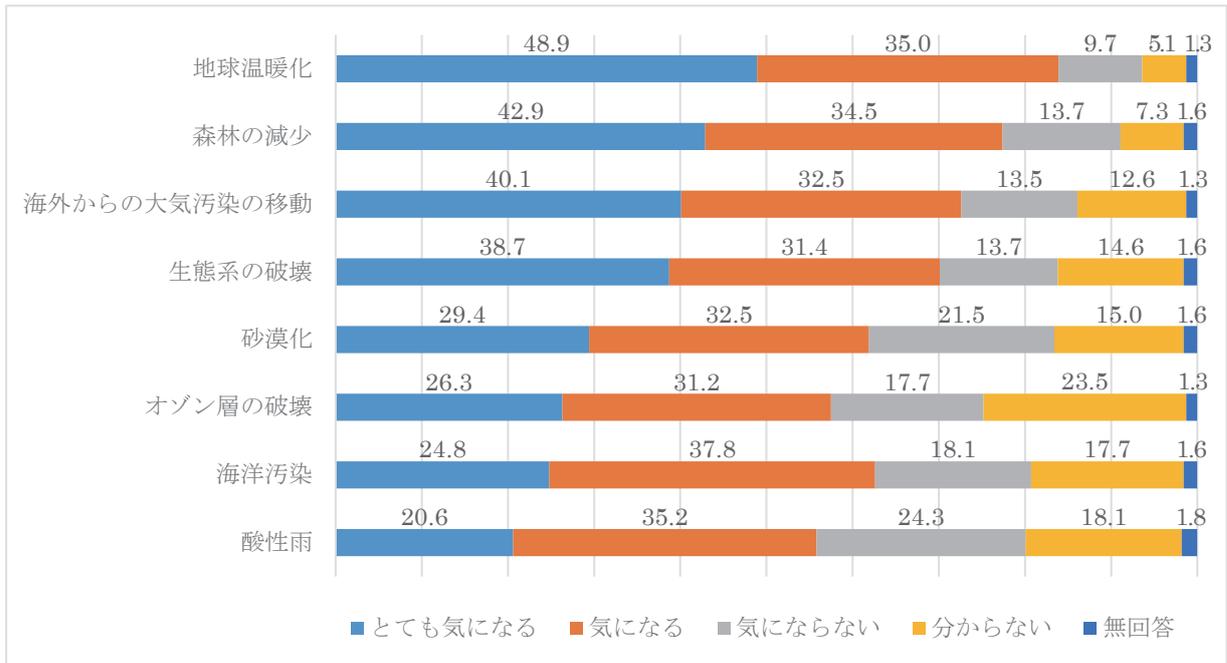
(1) 住まいの周辺環境について ※項目ごとに一つを選択



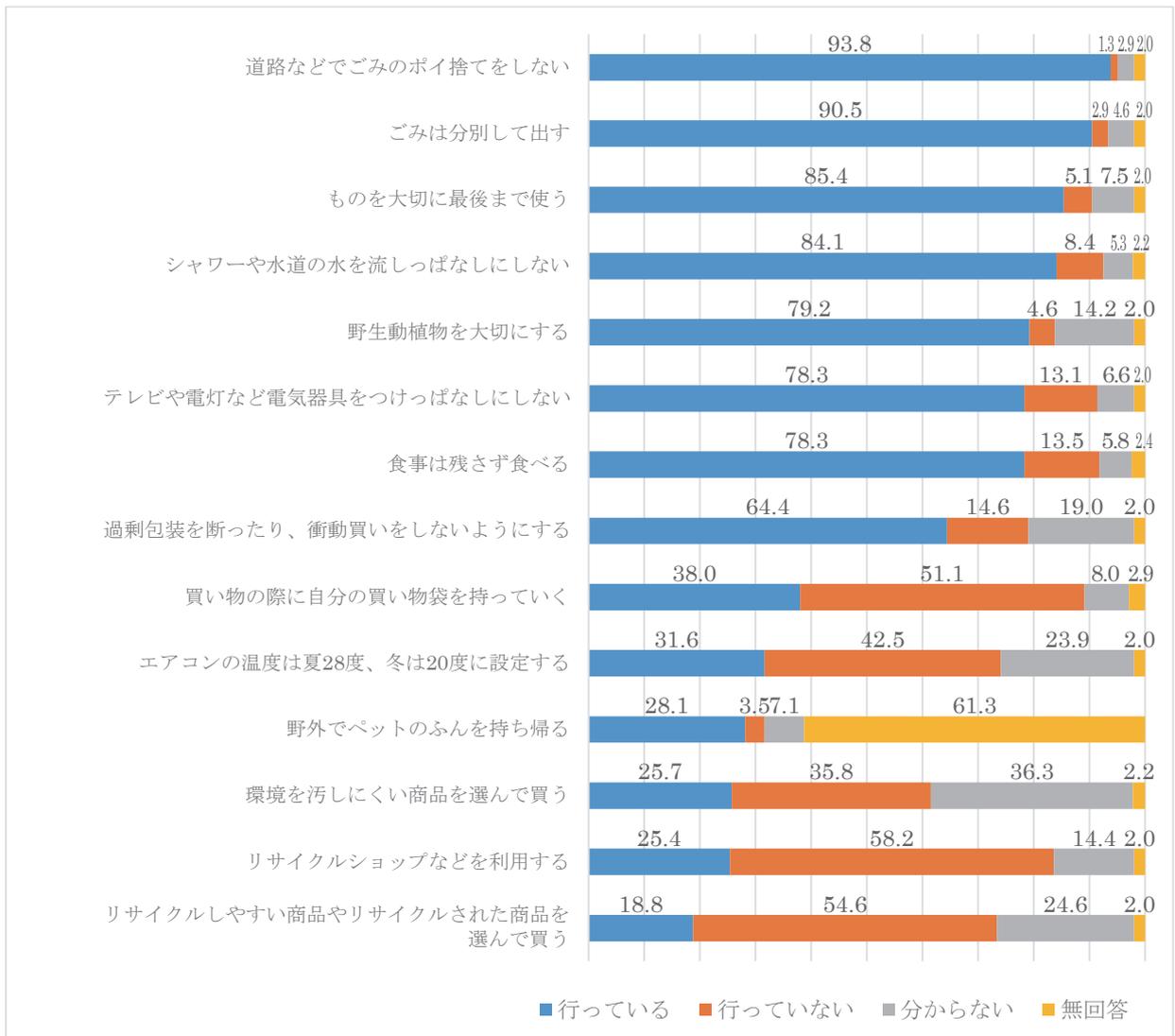
(2) 学校周辺の環境について ※項目ごとに一つを選択



(3) 地球環境問題について ※項目ごとに一つを選択



(4) 日常生活での取組について ※項目ごとに一つを選択



(5) 環境を守っていく活動への関心や意欲について ※P. 26 に掲載

(6) 環境問題の学習の場について ※該当するもの全てを選択

学校	86.28%
テレビ	70.13%
インターネット	39.38%
学校以外での体験学習など	24.34%
本や雑誌	23.23%
両親や家族	22.12%
その他	0.66%
学んだことがない	0.66%

※割合(%)欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

(7) 環境について学習したいこと ※該当するもの全てを選択

地球温暖化防止やオゾン層の破壊防止	48.23%
きれいな空気を守る方法	46.46%
動物や植物を守る方法	37.17%
川の水の汚れの調べ方やきれいにする方法	34.96%
太陽光発電などの自然エネルギーについて	28.32%
リサイクルやごみの分別	14.38%
その他	2.65%

※割合(%)欄は、全選択数に対して各項目が選択された割合です。

(8) 自由意見

ごみのポイ捨て対策やごみの分別について、川をきれいに守ることについて、森林を守ることについてなどの意見がありました。

第2次佐野市環境基本計画
平成30(2018)年3月

発行 佐野市

編集 佐野市 市民生活部 環境政策課
〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3013

FAX 0283-20-3046

E-mail kankyou@city.sano.lg.jp

URL <http://www.city.sano.lg.jp>